

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R06. 10. 1)	旧 (R05. 10. 1)
<p><b>設計業務共通仕様書</b>  <b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1117条 成果品の提出</b>            1～3. 省略            4. 受注者は、「<b>工事及び設計等業務における電子納品実施要領（山口県土木建築部）</b>及び当該要領に基づき適用する<b>電子納品に関する要領・基準、ガイドライン（国土交通省）</b>」（以下「<b>要領等</b>」という。）に基づいて作成した電子データを、<b>電子媒体又は発注者が指定するオンライン電子納品システム</b>で提出するものとする。  <b>「要領等」</b>で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p><b>第1119条 検査</b>            1. 省略            2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を<b>連絡</b>するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。            3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。            (1) 設計業務等成果品の検査            (2) 設計業務等管理状況の検査                設計業務等の状況について、<b>電子データ等</b>により検査を行う。                なお、電子納品の検査時の対応については「<b>要領等</b>」に基づくものとする。</p>	<p><b>設計業務共通仕様書</b>  <b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1117条 成果品の提出</b>            1～3 省略            4. 受注者は、「<b>土木設計業務等の電子納品要領（山口県土木建築部・平成29年3月）</b>」（以下「<b>要領</b>」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">「<b>要領</b>」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。            なお、電子納品に対応するための措置については「<b>電子納品に関する手引き〔業務委託編〕（山口県土木建築部・平成29年3月）</b>」に基づくものとする。</p> <p><b>第1119条 検査</b>            1. 省略            2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。            3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。            (1) 設計業務等成果品の検査            (2) 設計業務等管理状況の検査                設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。                なお、電子納品の検査時の対応については「<b>電子納品に関する手引き〔業務委託編〕（山口県土木建築部・平成29年3月）</b>」に基づくものとする。</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R06. 10. 1)	旧 (R05. 10. 1)
<p><b>第 1131 条 個人情報の取扱い</b></p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～11. 省略</p> <p><b>第 1135 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</b></p> <p>1. 省略</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督職員に<b>連絡</b>しなければならない。</p>	<p><b>第 1131 条 個人情報の取扱い</b></p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、<b>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）</b>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～11. 省略</p> <p><b>第 1135 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</b></p> <p>1. 省略</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督職員に提出しなければならない。</p>

# 業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R06.10.1)				旧 (R05.10.1)			
(参考) 主要技術基準及び参考図書				(参考) 主要技術基準及び参考図書			
R6.10現在				R05.10現在			
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
<b>【1】 共通</b>				<b>【1】 共通</b>			
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	-	1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	-
2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21.2	2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21.2
3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11.11	3	水理公式集 平成11年版	土木学会	H11.11
4	JISハンドブック	日本規格協会	最新版	4	JISハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省大臣官房技術調査課	R6.3	5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省大臣官房技術調査課	R5.3
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R元.9	6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R元.9
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3	7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2	8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3	9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3
10	山口県土木工事共通仕様書	山口県	R6.4	10	山口県土木工事共通仕様書	山口県	R03.10
11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25.3	11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25.3
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21.11	12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H21.11
13	山口県公共測量作業規定	山口県	H25.10	13	地質・土質調査成果電子納品要領・同解説	山口県	H29.3
14	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29.4	14	山口県公共測量作業規定	山口県	H25.10
15	公共測量 作業規程の準則 解説と運用(地形測量及び写真測量編) (基準点測量編、応用測量編)	日本測量協会	H28.3	15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	H29.4
16	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11	16	公共測量 作業規程の準則 解説と運用(地形測量及び写真測量編) (基準点測量編、応用測量編)	日本測量協会	H28.3
17	基本水準点の2000年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5	17	測量成果電子納品要領	山口県	H29.3
18	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26.5	18	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
19	工事及び設計等業務における電子納品実施要領	山口県	R6.10	19	基本水準点の2000年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
20	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6.3	20	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	H26.5
21	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6.3	21	電子納品に関する手引き【業務委託編】	山口県	H29.3
22	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30.3	22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R2.3
23	2017年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30.3	23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R3.3
24	2014年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27.10	24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H28.12
25	2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25.10	25	2017年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	H30.3
26	2018年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規程および関連基準】 +【JIS規格集】	土木学会	H30.10	26	2014年制定 舗装標準示方書	土木学会	H27.10
27	2018年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30.10	27	2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	H25.10
28	2018年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30.3	28	2018年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規程および関連基準】 +【JIS規格集】	土木学会	H30.10
29	2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25.3	29	2018年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	H30.10

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R06. 10. 1)				旧 (R05. 10. 1)			
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
30	コンクリート構造物品質確保ガイド 2021	山口県	R3. 10	30	2018年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	H30. 3
31	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R6. 3	31	2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	H25. 3
32	CAD 製図基準	国土交通省	H29. 3	32	コンクリート構造物品質確保ガイド 2017	山口県	H29. 4
33	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29. 3	33	土木設計業務等の電子納品要領	山口県	H29. 3
34	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R5. 3	34	CAD 製図基準	山口県	H29. 3
35	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27. 6	35	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン	山口県	H29. 3
36	コンクリートライブラリー66号 プレキャストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3. 4	36	デジタル写真管理情報基準	山口県	H29. 3
37	2016年制定 トンネル標準示方書(共通編)・同解説(山岳工法編)・同解説	土木学会	H28. 8	37	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会	H27. 6
38	2016年制定 トンネル標準示方書(共通編)・同解説(シールド工法編)・同解説	土木学会	H28. 8	38	コンクリートライブラリー66号 プレキャストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3. 4
39	2016年制定 トンネル標準示方書(共通編)・同解説(開削工法編)・同解説	土木学会	H28. 8	39	2016年制定 トンネル標準示方書(共通編)・同解説(山岳工法編)・同解説	土木学会	H28. 8
40	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3	40	2016年制定 トンネル標準示方書(共通編)・同解説(シールド工法編)・同解説	土木学会	H28. 8
41	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11. 2	41	2016年制定 トンネル標準示方書(共通編)・同解説(開削工法編)・同解説	土木学会	H28. 8
42	日本下水道協会規格(JSWAS) シールド工専用標準セグメント(A-3、4)	日本下水道協会	H13. 7	42	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3
43	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会	H16. 12	43	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11. 2
44	軟岩評価-調査・設計・施工への適用	土木学会	H4. 11	44	日本下水道協会規格(JSWAS) シールド工専用標準セグメント(A-3、4)	日本下水道協会	H13. 7
45	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24. 5	45	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会	H16. 12
46	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15. 5	46	軟岩評価-調査・設計・施工への適用	土木学会	H4. 11
47	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23. 9	47	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会	H24. 5
48	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23. 9	48	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15. 5
49	大深慮土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6. 10	49	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H23. 9
50	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設者土木研究所	H4. 3	50	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H23. 9
51	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	H元. 6	51	大深慮土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6. 10
52	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行	52	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設者土木研究所	H4. 3
53	薬液注入工積算資料	日本グラウト協会	毎年発行	53	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	H元. 6
54	近接基礎設計施工要領(案)	建設者土木研究所	S58. 6	54	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	毎年発行
55	煙・熱感知運動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7	55	薬液注入工積算資料	日本グラウト協会	毎年発行
56	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26. 5	56	近接基礎設計施工要領(案)	建設者土木研究所	S58. 6
57	防災設備に関する指針-電源と配線及び非常用の照明装置-2004年版	日本電設工業協会	H16. 9	57	煙・熱感知運動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7
58	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H7. 8	58	高圧受電設備規程	日本電気協会	H26. 5
59	日本建設機械要覧2016年版	日本建設機械施工協会	H28. 3	59	防災設備に関する指針-電源と配線及び非常用の照明装置-2004年版	日本電設工業協会	H16. 9

業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R06. 10. 1)	旧 (R05. 10. 1)
<p><b>第2編 河川編</b>  <b>第1章 河川環境調査</b>  <b>第4節 成果品</b>  <b>第2121条 成果品</b>                      1. 環境影響評価                      受注者は、表2. 1. 1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第2章 河川調査・計画</b>  <b>第13節 成果品</b>  <b>第2221条 成果品</b>                      受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第3章 河川構造物設計</b>  <b>第9節 成果品</b>  <b>第2323条 成果品</b>                      受注者は、表2. 3. 1、表2. 3. 2に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第3編 海岸編</b>  <b>第1章 海岸構造物設計</b>  <b>第11節 成果品</b>  <b>第3136条 成果品</b>                      受注者は、表3. 1. 1、表3. 1. 2に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第4編 砂防及び地すべり対策編</b>  <b>第1章 砂防環境調査</b>  <b>第5節 成果品及び貸与資料</b>  <b>第4111条 成果品</b>                      受注者は、成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p>	<p><b>第2編 河川編</b>  <b>第1章 河川環境調査</b>  <b>第4節 成果品</b>  <b>第2121条 成果品</b>                      1. 環境影響評価                      受注者は、表2. 1. 1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第2章 河川調査・計画</b>  <b>第13節 成果品</b>  <b>第2221条 成果品</b>                      受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第3章 河川構造物設計</b>  <b>第9節 成果品</b>  <b>第2323条 成果品</b>                      受注者は、表2. 3. 1、表2. 3. 2に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第3編 海岸編</b>  <b>第1章 海岸構造物設計</b>  <b>第11節 成果品</b>  <b>第3136条 成果品</b>                      受注者は、表3. 1. 1、表3. 1. 2に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第4編 砂防及び地すべり対策編</b>  <b>第1章 砂防環境調査</b>  <b>第5節 成果品及び貸与資料</b>  <b>第4111条 成果品</b>                      受注者は、成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R06. 10. 1)	旧 (R05. 10. 1)
<p><b>第2章 砂防調査・計画</b>  <b>第4節 成果品</b>  <b>第4212条 成果品</b>            受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第3章 砂防構造物設計</b>  <b>第2節 砂防堰堤及び床固工の設計</b>  <b>第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 省略</li> <li>2. 業務内容               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)～(4) 省略</li> <li>(5) 施工計画及び仮設構造物設計                   <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 施工計画                        受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、<b>概略施工計画</b>（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）及び<b>概略</b>資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</li> <li>2) 仮設構造物設計                        受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な<b>概略設計</b>（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p><b>第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計</b>  <b>第4312条 流木対策工詳細設計</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 省略</li> <li>2. 業務内容               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)～(4) 省略</li> <li>(5) 施工計画及び仮設構造物設計                   <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 施工計画                        受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、<b>概略施工計画</b>（掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画）を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</li> <li>2) 仮設構造物設計</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	<p><b>第2章 砂防調査・計画</b>  <b>第4節 成果品</b>  <b>第4212条 成果品</b>            受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第3章 砂防構造物設計</b>  <b>第2節 砂防堰堤及び床固工の設計</b>  <b>第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 省略</li> <li>2. 業務内容               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)～(4) 省略</li> <li>(5) 施工計画及び仮設構造物設計                   <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 施工計画                        受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の<b>概略</b>施工計画及び資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</li> <li>2) 仮設構造物設計                        受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の<b>概略</b>設計を行うものとする。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p><b>第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計</b>  <b>第4312条 流木対策工詳細設計</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 省略</li> <li>2. 業務内容               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)～(4) 省略</li> <li>(5) 施工計画及び仮設構造物設計                   <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 施工計画                        受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路およびコンクリート打設計画の<b>概略</b>施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</li> <li>2) 仮設構造物設計</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R06.10.1)	旧 (R05.10.1)
<p>受注者は、工事施工に必要な<b>概略設計</b>（河川切り回し計画、仮排水路の転流工）を行うものとする。</p> <p><b>第7節 成果品</b>  <b>第4319条 成果品</b>            受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第4章 地すべり対策調査・計画・設計</b>  <b>第5節 成果品</b>  <b>第4410条 成果品</b>            受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計</b>  <b>第5節 成果品</b>  <b>第4510条 成果品</b>            受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第6章 雪崩対策調査・計画・設計</b>  <b>第5節 成果品</b>  <b>第4609条 成果品</b>            受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第5編 ダム編</b>  <b>第1章 ダム環境調査</b>  <b>第4節 成果品</b>  <b>第5120条 成果品</b>            1. 環境影響評価            受注者は、表5.1.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p>	<p>受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の<b>概略設計</b>を行うものとする。</p> <p><b>第7節 成果品</b>  <b>第4319条 成果品</b>            受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第4章 地すべり対策調査・計画・設計</b>  <b>第5節 成果品</b>  <b>第4410条 成果品</b>            受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計</b>  <b>第5節 成果品</b>  <b>第4510条 成果品</b>            受注者は、以下に示す成果品を作成し第1117条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第6章 雪崩対策調査・計画・設計</b>  <b>第5節 成果品</b>  <b>第4609条 成果品</b>            受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第5編 ダム編</b>  <b>第1章 ダム環境調査</b>  <b>第4節 成果品</b>  <b>第5120条 成果品</b>            1. 環境影響評価            受注者は、表5.1.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R06.10.1)	旧 (R05.10.1)
<p><b>第2章 ダム治水利水計画</b>  <b>第4節 成果品</b>  <b>第5208条 成果品</b>            受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第3章 ダム地質調査</b>  <b>第13節 成果品</b>  <b>第5342条 成果品</b>            受注者は、表5.3.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第4章 ダム本体設計</b>  <b>第4節 成果品</b>  <b>第5410条 成果品</b>            受注者は、表5.4.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第5章 ダム付帯施設設計</b>  <b>第4節 成果品</b>  <b>第5508条 成果品</b>            受注者は、表5.5.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第6章 施工計画及び施工設備設計</b>  <b>第4節 成果品</b>  <b>第5608条 成果品</b>            受注者は、表5.6.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第8章 その他</b>  <b>第7節 成果品</b>  <b>第5812条 成果品</b>            受注者は、表5.7.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い納品するものとする。</p>	<p><b>第2章 ダム治水利水計画</b>  <b>第4節 成果品</b>  <b>第5208条 成果品</b>            受注者は、以下に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第3章 ダム地質調査</b>  <b>第13節 成果品</b>  <b>第5342条 成果品</b>            受注者は、表5.3.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第4章 ダム本体設計</b>  <b>第4節 成果品</b>  <b>第5410条 成果品</b>            受注者は、表5.4.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第5章 ダム付帯施設設計</b>  <b>第4節 成果品</b>  <b>第5508条 成果品</b>            受注者は、表5.5.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第6章 施工計画及び施工設備設計</b>  <b>第4節 成果品</b>  <b>第5608条 成果品</b>            受注者は、表5.6.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第8章 その他</b>  <b>第7節 成果品</b>  <b>第5812条 成果品</b>            受注者は、表5.7.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R06.10.1)	旧 (R05.10.1)
<p><b>第6編 道路編</b>  <b>第1章 道路環境調査</b>  <b>第2節 成果品</b>  <b>第6110条 成果品</b>                      1. 環境影響調査                      受注者は、表 6.1.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第2章 交通現況調査</b>  <b>第7節 成果品</b>  <b>第6215条 成果品</b>                      受注者は、表 6.2.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第3章 道路網・路線計画</b>  <b>第5節 成果品</b>  <b>第6305条 成果品</b>                      受注者は、表 6.3.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第4章 道路設計</b>  <b>第10節 成果品</b>  <b>第6433条 成果品</b>                      受注者は、表 6.4.1～表 6.4.8 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第5章 地下構造物設計</b>  <b>第5節 成果品</b>  <b>第6517条 成果品</b>                      受注者は、表 6.5.1～表 6.5.12 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第6章 地下駐車場計画・設計</b>  <b>第5節 成果品</b>  <b>第6611条 成果品</b>                      受注者は、表 6.6.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い</p>	<p><b>第6編 道路編</b>  <b>第1章 道路環境調査</b>  <b>第2節 成果品</b>  <b>第6110条 成果品</b>                      1. 環境影響調査                      受注者は、表 6.1.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第2章 交通現況調査</b>  <b>第7節 成果品</b>  <b>第6215条 成果品</b>                      受注者は、表 6.2.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第3章 道路網・路線計画</b>  <b>第5節 成果品</b>  <b>第6305条 成果品</b>                      受注者は、表 6.3.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第4章 道路設計</b>  <b>第10節 成果品</b>  <b>第6433条 成果品</b>                      受注者は、表 6.4.1～表 6.4.8 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第5章 地下構造物設計</b>  <b>第5節 成果品</b>  <b>第6517条 成果品</b>                      受注者は、表 6.5.1～表 6.5.12 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第6章 地下駐車場計画・設計</b>  <b>第5節 成果品</b>  <b>第6611条 成果品</b>                      受注者は、表 6.6.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R06. 10. 1)	旧 (R05. 10. 1)
<p>納品するものとする。</p> <p><b>第7章 トンネル設計</b>  <b>第6節 成果品</b>  <b>第6716条 成果品</b>            受注者は、表 6. 7. 1～表 6. 7. 10 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第8章 橋梁設計</b>  <b>第5節 成果品</b>  <b>第6811条 成果品</b>            受注者は、表 6. 8. 1～表 6. 8. 3 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い納品するものとする。</p> <p><b>第9章 道路施設点検</b>  <b>第4節 成果品</b>  <b>第6904条 成果品</b>            受注者は、次の各号について成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い提出するものとする。</p>	<p><b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第7章 トンネル設計</b>  <b>第6節 成果品</b>  <b>第6716条 成果品</b>            受注者は、表 6. 7. 1～表 6. 7. 10 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第8章 橋梁設計</b>  <b>第5節 成果品</b>  <b>第6811条 成果品</b>            受注者は、表 6. 8. 1～表 6. 8. 3 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、<b>2部</b>納品するものとする。</p> <p><b>第9章 道路施設点検</b>  <b>第4節 成果品</b>  <b>第6904条 成果品</b>            受注者は、次の各号について成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、<b>2部</b>提出するものとする。</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R06. 10. 1)	旧 (R05. 10. 1)
<p><b>測量業務共通仕様書</b> <b>第 1 章 総則</b></p> <p><b>第 119 条 成果品の提出</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</li> <li>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は委託期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。</li> <li>3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。</li> <li>4. 受注者は、「<b>工事及び設計等業務における電子納品実施要領（山口県土木建築部）及び当該要領に基づき適用する電子納品に関する要領・基準、ガイドライン（国土交通省）</b>」（以下「<b>要領等</b>」という。）に基づいて作成した電子データを、<b>電子媒体又は発注者が指定するオンライン電子納品システム</b>で提出するものとする。 「<b>要領等</b>」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。</li> </ol> <p><b>第 121 条 検査</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、契約書第 30 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。</li> <li>2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を<b>連絡</b>するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</li> <li>3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 測量業務成果品の検査</li> <li>(2) 測量業務管理状況の検査</li> </ol>                     測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。                 </li> </ol>	<p><b>測量業務共通仕様書</b> <b>第 1 章 総則</b></p> <p><b>第 119 条 成果品の提出</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</li> <li>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は委託期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。</li> <li>3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。</li> <li>4. 受注者は、「<b>土木設計業務等の電子納品要領（山口県土木建築部・平成 29 年 3 月）及び測量成果電子納品要領（山口県土木建築部・平成 29 年 3 月）</b>」（以下「<b>要領</b>」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。  「<b>要領</b>」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「<b>電子納品の手引き〔業務委託編〕（山口県土木建築部・平成 29 年 3 月）</b>」に基づくものとする。</li> </ol> <p><b>第 121 条 検査</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、契約書第 30 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。</li> <li>2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</li> <li>3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 測量業務成果品の検査</li> <li>(2) 測量業務管理状況の検査</li> </ol>                     測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。                 </li> </ol>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R06. 10. 1)	旧 (R05. 10. 1)
<p>なお、電子納品の検査時の対応については「<b>要領等</b>」に基づくものとする。</p> <p><b>第 133 条 個人情報の取扱い</b></p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏洩、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p><b>第 137 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</b></p> <p>1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督職員に<b>連絡</b>しなければならない。</p>	<p>なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品の手引き [業務委託編]（山口県土木建築部・平成 29 年 3 月）」に基づくものとする。</p> <p><b>第 133 条 個人情報の取扱い</b></p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、<b>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）</b>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏洩、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p><b>第 137 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</b></p> <p>1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を<b>付した書面</b>によって監督職員に提出しなければならない。</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R06. 10. 1)	旧 (R05. 10. 1)
<p><b>地質・土質調査業務共通仕様書</b> <b>第1章 総則</b></p> <p><b>第118条 成果品の提出</b> 1～3. 省略 4. 受注者は、「<b>工事及び設計等業務における電子納品実施要領（山口県土木建築部）及び当該要領に基づき適用する電子納品に関する要領・基準、ガイドライン（国土交通省）</b>」（以下「<b>要領等</b>」という。）に基づいて作成した電子データを、電子媒体又は発注者が指定するオンライン電子納品システムで提出するものとする。 「<b>要領等</b>」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>5. 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果（以下「<b>要領等</b>」という。）について、<b>一般財団法人国土地盤情報センター</b>の検定を受けた上で、発注者に提出するとともに、<b>国土地盤情報データベース</b>に登録しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、<b>地盤情報の公開・利用の可否</b>について、「<b>要領等</b>」に基づき、事前協議等における発注者の指示に従って成果品データ（ボーリング柱状図（PDF、XML）及び土質試験結果一覧表（PDF、XML））に「<b>公開可否コード</b>」を記入したうえで、前項の検定の申し込みを行うものとする。</p> <p>7. 受注者は、電子納品の際に、<b>一般財団法人国土地盤情報センター</b>から受領した地盤情報の検定証明書を、「<b>要領等</b>」に規定されている格納フォルダに格納することをもって、提出する成果が検定済みであることを報告するものとする。</p> <p><b>第132条 個人情報の取扱い</b> 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用</p>	<p><b>地質・土質調査業務共通仕様書</b> <b>第1章 総則</b></p> <p><b>第118条 成果品の提出</b> 1～3. 省略 4. 受注者は、「<b>地質・土質調査成果電子納品要領（山口県土木建築部・平成29年3月）</b>」（以下「<b>要領</b>」という。）に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。</p> <p>「<b>要領</b>」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「<b>電子納品に関する手引き【業務委託編】（山口県土木建築部・平成29年3月）</b>」に基づくものとする。</p> <p>5. 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</p> <p><b>第132条 個人情報の取扱い</b> 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、<b>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</b></p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R06. 10. 1)	旧 (R05. 10. 1)
<p>等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏洩、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p><b>第 5 0 2 条 試験等</b></p> <p>1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及び JGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。</p> <p>2～3. 省略</p> <p><b>第 5 0 3 条 成果品</b></p> <p>成果品は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値</p> <p>(2) 荷重強度－変位曲線</p> <p>(3) 地盤の変形係数</p> <p>(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及び JGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。</p> <p><b>第 2 節 地盤の平板載荷試験</b></p> <p><b>第 5 0 5 条 試験等</b></p> <p>試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521（平板載荷試験方法）によるものとする。</p> <p>(2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。</p> <p><b>第 5 0 6 条 成果品</b></p> <p>成果品は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 試験箇所、試験方法、測定値</p> <p>(2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JGS1521（平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。</p>	<p style="color: red;">（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）</p> <p>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏洩、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p><b>第 5 0 2 条 試験等</b></p> <p>1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、<span style="color: red;">JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</span>及び JGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。</p> <p>2～3. 省略</p> <p><b>第 5 0 3 条 成果品</b></p> <p>成果品は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値</p> <p>(2) 荷重強度－変位曲線</p> <p>(3) 地盤の変形係数</p> <p>(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、<span style="color: red;">JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</span>及び JGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。</p> <p><b>第 2 節 地盤の平板載荷試験</b></p> <p><b>第 5 0 5 条 試験等</b></p> <p>試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521（<span style="color: red;">地盤の</span>平板載荷試験方法）によるものとする。</p> <p>(2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。</p> <p><b>第 5 0 6 条 成果品</b></p> <p>成果品は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 試験箇所、試験方法、測定値</p> <p>(2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JGS1521（<span style="color: red;">地盤の</span>平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新 (R06.10.1)	旧 (R05.10.1)
<p>(3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JIS A 1215 (道路の平板載荷試験方法) により整理し提出するものとする。</p> <p><b>第515条 成果品</b>                      成果品は、次のものを提出するものとする。                      (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値                      (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙 1314 によるものとする。</p>	<p>る。</p> <p>(3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JIS A 1215 (道路の平板載荷試験方法) により整理し提出するものとする。</p> <p><b>第515条 成果品</b>                      成果品は、次のものを提出するものとする。                      (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値                      (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS1614 によるものとする。</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p><b>第1章 総 則</b></p>	<p><b>第1章 総 則</b></p>
<p>(趣旨等)</p> <p>第1条 この仕様書は、山口県土木建築部所管の公共事業に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査、補償額の算定等<b>業務</b>（以下「用地調査等<b>業務</b>」という。）を委託に付する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難いとき又はこれに記載のない事項については、別に指示する用地調査等<b>業務</b>特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）によるものとし、適用に当たっては、特記仕様書を優先するものとする。</p>	<p>(趣旨等)</p> <p>第1条 この仕様書は、山口県土木建築部所管の公共事業に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査、補償額の算定等（以下「用地調査等」という。）の業務を委託に付する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難いとき又はこれに記載のない事項については、別に指示する用地調査等特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）によるものとし、適用に当たっては、特記仕様書を優先するものとする。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 「調査区域」とは、用地調査等<b>業務</b>を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 「調査区域」とは、用地調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。</p>
<p>(基本的処理方針)</p> <p>第3条 受注者は、用地調査等<b>業務</b>を実施する場合において、この仕様書、基準及び運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。</p>	<p>(基本的処理方針)</p> <p>第3条 受注者は、用地調査等を実施する場合において、この仕様書、基準及び運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。</p>
<p>(管理技術者)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(管理技術者)</p> <p>第5条 (略)</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>2 管理技術者は、この用地調査等業務の主たる業務に関し7年以上の実務経験を有する者、<u>この用地調査等業務の主たる業務</u>に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士台帳に登録されている者をいう。）<u>の資格を有するもの</u>、一般社団法人山口県補償研究協会の正会員（会員台帳（部門別業務）に登録されている者をいう。）で補償業務の管理をつかさどる者又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、受注者が発注者に届け出た者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。</p> <p>（業務従事者）</p> <p>第7条 受注者は、管理技術者の管理の下に、用地調査等業務に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。</p> <p>（用地調査等業務の区分）</p> <p>第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 用地測量は、山口県公共測量作業規程（以下「規程」という。）により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。</p> <p>二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。<u>（第14章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く）</u></p>	<p>2 管理技術者は、この用地調査等の主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの主たる補償業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士台帳に登録されている者をいう。）及び一般社団法人山口県補償研究協会の正会員（会員台帳（部門別業務）に登録されている者をいう。）で補償業務の管理をつかさどる者とする。発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、受注者が発注者に届け出た者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。</p> <p>（業務従事者）</p> <p>第7条 受注者は、管理技術者の管理の下に、用地調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。</p> <p>（用地調査等の区分）</p> <p>第9条 この仕様書によって履行する用地調査等は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 用地測量は、山口県公共測量作業規程（以下「規程」という。）により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。</p> <p>二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧																												
<p>表1 建物区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分。</th> <th style="width: 85%;">判 断 基 準。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物〔Ⅰ〕。</td> <td>以下のいずれかに該当する建物。                      ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物。                      ・<u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物。</u></td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅱ〕。</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断される<u>もの</u>又は3階建の建物。</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅲ〕。</td> <td><u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物。</u></td> </tr> <tr> <td>木造特殊建物。</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物。</td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅰ〕。</td> <td>柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、<u>若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物。</u></td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅱ〕。</td> <td><u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略)</p> <p>表2 (略)</p> <p>表3 (略)</p>	区 分。	判 断 基 準。	木造建物〔Ⅰ〕。	以下のいずれかに該当する建物。 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物。 ・ <u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物。</u>	木造建物〔Ⅱ〕。	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断される <u>もの</u> 又は3階建の建物。	木造建物〔Ⅲ〕。	<u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物。</u>	木造特殊建物。	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物。	非木造建物〔Ⅰ〕。	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、 <u>若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物。</u>	非木造建物〔Ⅱ〕。	<u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）。</u>	<p>表1 建物区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断される建物又は3階建の建物</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅲ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等により建築されている軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物</td> </tr> <tr> <td>木造特殊建物</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物</td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略)</p> <p>表2 (略)</p> <p>表3 (略)</p>	区 分	判 断 基 準	木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物	木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断される建物又は3階建の建物	木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等により建築されている軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物	非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物	非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物
区 分。	判 断 基 準。																												
木造建物〔Ⅰ〕。	以下のいずれかに該当する建物。 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物。 ・ <u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物。</u>																												
木造建物〔Ⅱ〕。	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断される <u>もの</u> 又は3階建の建物。																												
木造建物〔Ⅲ〕。	<u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物。</u>																												
木造特殊建物。	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物。																												
非木造建物〔Ⅰ〕。	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、 <u>若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物。</u>																												
非木造建物〔Ⅱ〕。	<u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）。</u>																												
区 分	判 断 基 準																												
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物																												
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断される建物又は3階建の建物																												
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等により建築されている軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物																												
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物																												
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物																												
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物																												

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 用地調査等業務の実施手続き</b></p> <p>(施行上の義務及び心得)</p> <p>第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、<u>関連する関係諸法令及び条例等のほか</u>、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 用地調査等業務で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、<u>補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となる</u>ことを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。</p> <p>また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 権利者等から要望があった場合には、十分にその意向を把握したうえで、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>(現地踏査)</p> <p>第13条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が<u>打合せ記録簿</u>に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第14条 受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 用地調査等の基本的処理方法</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 用地調査等の実施手続き</b></p> <p>(施行上の義務及び心得)</p> <p>第10条 受注者は、用地調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 用地調査等で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等は<u>補償の基礎となる</u>権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。</p> <p>また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 権利者から要望があった場合には、十分にその意向を把握したうえで、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>(現地踏査)</p> <p>第13条 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が<u>書面(打合せ記録簿)</u>に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第14条 受注者は、用地調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>(作業計画の策定)</p> <p>第15条 受注者は、用地調査等業務を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に契約締結後14日以内に作業計画書(別記第1号様式)を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 業務工程(第23条第1項第2号の提出は業務期間終了の1ヶ月前までを原則とする)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 受注者は、第1項の作業計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。</p> <p>(監督職員の指示等)</p> <p>第16条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせたうえ監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、管理技術者を立ち会わせたうえ監督職員と協議するものとする。</p> <p>(支給品及び貸与品)</p> <p>第17条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を使用する場合には、発注者から支給又は貸与を受けるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、当該用地調査等業務の完了の日から3日以内に、支給品の残品又は貸与品を支給品返還通知書(別記第6号様式)又は貸与品返還通知書(別記第7号様式)により返還しなければならない。</p>	<p>(作業計画の策定)</p> <p>第15条 受注者は、用地調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に契約締結後14日以内に作業計画書(別記第1号様式)を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 業務工程</p> <p>3 (略)</p> <p>4 受注者は、第1項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。</p> <p>(監督職員の指示等)</p> <p>第16条 受注者は、用地調査等の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせたうえ監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、用地調査等の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、管理技術者を立ち会わせたうえ監督職員と協議するものとする。</p> <p>(支給品及び貸与品)</p> <p>第17条 受注者は、用地調査等を実施するに当たり必要な図面その他の資料を使用する場合には、発注者から支給又は貸与を受けるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 受注者は、用地調査等の業務が完了したときは、当該用地調査等の業務の完了の日から3日以内に、支給品の残品又は貸与品を支給品返還通知書(別記第6号様式)又は貸与品返還通知書(別記第7号様式)により返還しなければならない。</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>(立入り及び立会い)</p> <p>第18条 受注者は、用地調査等業務のため、他人の占有する土地、建物又は工作物に立ち入ろうとする場合は、監督員の了解を得たうえ、あらかじめ、当該土地、建物又は工作物の権利者の同意を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受注者は、用地調査等業務を行う場合、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを求める必要がないことが明らかである場合、又はやむを得ない理由により立会いを求めることができない場合において権利者の了解が得られ、かつ、監督職員が了解をしたときは、この限りではない。</p>	<p>(立入り及び立会い)</p> <p>第18条 受注者は、用地調査等のため、他人の占有する土地、建物又は工作物に立ち入ろうとする場合は、監督員の了解を得たうえ、あらかじめ、当該土地、建物又は工作物の権利者の同意を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受注者は、用地調査等を行う場合、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを求める必要がないことが明らかである場合、又はやむを得ない理由により立会いを求めることができない場合において権利者の了解が得られ、かつ、監督職員が了解をしたときは、この限りではない。</p>
<p>(障害物の伐除)</p> <p>第19条 受注者は、用地調査等業務のため、障害物を伐除する必要がある場合は、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。</p>	<p>(障害物の伐除)</p> <p>第19条 受注者は、用地調査等のため、障害物を伐除する必要がある場合は、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。</p>
<p>(身分証明書)</p> <p>第20条 受注者は、身分証明書交付申請書(別記第9号様式)により、現地調査に従事する者の身分証明書(別記第10号様式)を発注者から交付を受け、用地調査等業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)に常時携帯させなければならない。</p> <p>2 業務従事者は、権利者等から請求があったときは、交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。</p> <p>3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、遅滞なく身分証明書返納通知書(別記第11号様式)により身分証明書を返納しなければならない。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第20条 受注者は、身分証明書交付申請書(別記第9号様式)により、現地調査に従事する者の身分証明書(別記第10号様式)を発注者から交付を受け、用地調査等に従事する者(以下「業務従事者」という。)に常時携帯させなければならない。</p> <p>2 業務従事者は、関係人から請求があったときは、交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。</p> <p>3 受注者は、用地調査等が完了したときは、遅滞なく身分証明書返納通知書(別記第11号様式)により身分証明書を返納しなければならない。</p>
<p>(監督職員への進捗状況の報告)</p> <p>第22条 受注者は、監督職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。</p>	<p>(監督職員への進捗状況の報告)</p> <p>第22条 受注者は、監督職員から用地調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>2 (略)</p> <p>(成果品の一部提出等)</p> <p>第23条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、<u>次の各号により成果品の一部を提出</u>しなければならない。</p> <p><u>一 第6章、第9章、第10章における移転先の工法検討が決定したとき。</u></p> <p><u>二 第6章、第7章、第9章における算定が完了したとき。</u></p> <p><u>三 監督職員が特に必要と認め、成果品の一部の提出を求めたとき。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(成果品の一部提出等)</p> <p>第23条 受注者は、用地調査等の実施期間中であっても、<b>監督職員が特に必要と認め、成果品の一部の提出を求めたときは、これに応じなければならない。</b></p>
<p>2 (略)</p> <p>3 受注者は、用地調査等業務のうち委託者が精度監理を必要と認めたものについて、監督職員の指示により第24条の成果品の提出に先立って仮提出をしなければならない。</p> <p>(成果品)</p> <p>第24条 受注者は、「成果品一覧表」に掲げる成果品等で特記仕様書に掲げる成果品を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、次の各号により成果品を作成するものとする。</p> <p>一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。</p> <p>二 表紙には、件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。</p> <p>三～四 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(保険加入の義務)</p> <p>第34条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 受注者は、用地調査等のうち委託者が精度監理を必要と認めたものについて、監督職員の指示により第24条の成果品の提出に先立って仮提出をしなければならない。</p> <p>(成果品)</p> <p>第24条 受注者は、「成果品一覧表」に掲げる成果品等で特記仕様書に掲げる成果品を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、次の各号により成果品を作成するものとする。</p> <p>一 用地調査等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。</p> <p>二 表紙には、件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。</p> <p>三～四 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(保険加入の義務)</p> <p>第34条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p><u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p>(図面等に表示する数値及び面積計算)</p> <p>第36条 建物等の調査図面に表記する数値は、前条の計測値を基に<u>ミリメートル単位で記入するものとする。</u></p> <p>2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値を<u>メートル単位により</u>小数点以下第4位まで算出し、それを建物等の各階別に累計し、その小数点第2位(小数点以下第3位切捨て)までとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(計算数値の取扱い)</p> <p>第37条 建物等の補償額算<u>定</u>に必要となる構造材、仕上げ材料の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。</p> <p>2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、各々の単位を基準として次の各号により行うものとする。</p> <p>一 <u>数量計算の集計は、建物移転補償設計内訳書に計上する</u>項目ごとに集計する。</p> <p>二～三 (略)</p> <p>(補償設計内訳書に計上する数値)</p> <p>第38条 (略)</p>	<p>雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>(<u>建物等の</u>図面等に表示する数値及び面積計算)</p> <p>第36条 建物等の調査図面に表記する数値は、前条の計測値を基に<u>もって記入する。</u></p> <p>2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値に<u>よって</u>小数点以下第4位まで算出し、それを建物等の各階別に累計し、その小数点第2位(小数点以下第3位切捨て)までとする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(<u>建物等の</u>計算数値の取扱い)</p> <p>第37条 建物等の補償額算<u>出</u>に必要となる構造材、仕上げ材料の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。</p> <p>2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、各々の単位を基準として次の各号により行うものとする。</p> <p>一 項目ごとに集計する。</p> <p>二～三 (略)</p> <p>(<u>建物等の</u>補償設計内訳書に計上する数値)</p> <p>第38条 (略)</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第3章 権利調査</b> <b>第1節 調 査</b></p> <p>(地図の転写)</p> <p>第41条 地図の転写は、調査区域内の土地について、当該土地の所在地を管轄登記所において、次の各号に定める方法により、当該土地に関する地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を転写しなければならない。</p> <p>一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。</p> <p>二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）、地目及び地番を記載する。</p> <p>三 <u>転写した地図には、</u>管轄登記所名、転写年月日及び転写者氏名を記載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 調査表等の作成</b></p> <p>(調査表の作成)</p> <p>第48条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 墓地管理者等の調査表（別記第14号、第14号の2）は、第45条の調査結果を基に改葬及び祭料要領により作成するものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 権利調査</b> <b>第1節 調 査</b></p> <p>(地図の転写)</p> <p>第41条 地図の転写は、調査区域内の土地について、当該土地の所在地を管轄登記所において、次の各号に定める方法により、当該土地に関する地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を転写しなければならない。</p> <p>一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。</p> <p>二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）、地目及び地番を記載する。</p> <p>三 管轄登記所名、転写年月日及び転写者氏名を記載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 調査表等の作成</b></p> <p>(調査表の作成)</p> <p>第48条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 墓地管理者等の調査表（別記第14号、第14号の2 <b>及び第14号の3様式</b>）は、第45条の調査結果を基に改葬及び祭料要領により作成するものとする。</p> <p>4 (略)</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p><b>第4章 用地測量</b> <b>第1節 境界確認</b></p>	<p><b>第4章 用地測量</b> <b>第1節 境界確認</b></p>
<p>(立会い準備)</p> <p>第52条 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会が必要と認められる権利者一覧表を第42条から第45条までの調査結果を基に作成しなければならない。</p> <p>2 前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。</p>	<p>(立会い準備)</p> <p>第52条 受注者は、調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会が必要と認められる権利者一覧表を第42条から第45条までの調査結果を基に作成しなければならない。</p> <p>2 前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。</p>
<p>(境界立会の画地及び範囲)</p> <p>第53条 受注者は、調査区域内における境界立会の画地（規程に定めるところによるほか、1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地）の境界が確認できる範囲の立会を行わなければならない。</p>	<p>(境界立会の画地及び範囲)</p> <p>第53条 受注者は、調査区域内における境界立会の画地（規程に定めるところによるほか、1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地）の境界が確認できる範囲の立会を行わなければならない。</p>
<p>(境界立会)</p> <p>第54条 受注者は、前条の境界立会の範囲について、各境界点に関する権利者を現地に召集し、次の各号の手順によって境界点の立会を行わなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 前項の境界点立会が完了したときは、関連する権利者全員から筆界確認書（別記第15号様式）に確認のための署名押印を求めなければならない。</p> <p>3 第1項の境界点立会において、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けな</p>	<p>(境界立会)</p> <p>第54条 受注者は、前条の境界立会の範囲について、各境界点に関する権利者を現地に召集し、次の各号の手順によって境界点の立会を行わなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 前項の境界点立会が完了したときは、関連する権利者全員から筆界確認書（別記第15号様式）に確認のための署名押印を求めなければならない。</p> <p>3 第1項の境界点立会において、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けな</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>なければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 関連する権利者の一部が立<del>会</del>を拒否したもの</p> <p>三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立<del>会</del>い又は測量を権利者から要求されたとき</p>	<p>なければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 関連する権利者の一部が立<del>合</del>を拒否したもの</p> <p>三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立<del>合</del>い又は測量を権利者から要求されたとき</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2節 境界測量</b></p> <p>(境界測量)</p> <p>第56条 各境界点の測量を行うに当たっては、<u>山口県公共測量作業</u>規程に定めるところによるほか、土地の実測平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。</p> <p>2 各境界点等は、連番を付するものとする。</p> <p>(補助基準点の設置)</p> <p>第57条 前条の作業において、境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、<u>山口県公共測量作業</u>規程に定めるところによるものとする。</p> <p>(用地境界仮杭の設置)</p> <p>第58条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきT S等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。</p> <p>一 原則として、関連する権利者の立<del>会</del>いのうえ行う。</p> <p>二～三 (略)</p> <p>2 用地境界仮杭の観測は、<u>山口県公共測量作業</u>規程に定めるところによるものとする。</p> <p>3 第1項の用地境界仮杭設置に当たり建物等<del>で</del>支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 境界測量</b></p> <p>(境界測量)</p> <p>第56条 各境界点の測量を行うに当たっては、<u>関係</u>規程に定めるところによるほか、土地の実測平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。</p> <p>2 各境界点等は、連番を付するものとする。</p> <p>(補助基準点の設置)</p> <p>第57条 前条の作業において、境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、規程に定めるところによるものとする。</p> <p>(用地境界仮杭の設置)</p> <p>第58条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきT S等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。</p> <p>一 原則として、関連する権利者の立<del>合</del>いのうえ行う。</p> <p>二～三 (略)</p> <p>2 用地境界仮杭の観測は、規程に定めるところによるものとする。</p> <p>3 第1項の用地境界仮杭設置に当たり建物等<del>が</del>支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係に関連する権利者に十分理解させたいうえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。</p> <p>(境界点間測量)</p> <p>第59条 受注者は、境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、<u>山口県公共測量作業</u>規程に定めるところによるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 用地実測図等の作成</b></p> <p>(用地実測図等の作成)</p> <p>第61条 受注者は、用地実測図等の作成に当たっては、<u>山口県公共測量作業</u>規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。なお、表示記号等は、監督職員の指示によるものとする。</p> <p>一 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項から監督職員が指示する事項を記入する。</p> <p>(1) 土地の測量に従事した者の氏名</p> <p>(2) 道路名、水路名</p> <p>(3) 建物及び工作物</p> <p>二 用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を記入する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 関係官公庁への手続き等</b></p> <p>(関係官公庁への手続き等)</p> <p>第61条の2</p> <p>(略)</p> <p>3 受注者は、測量法第14条(実施の公示)、第21条(永久標識及び一時標識に関する通知)、～(略)～また、<u>山口県公共測量作業</u>規程第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地</p>	<p>権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係に関連する権利者に十分理解させたいうえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。</p> <p>(境界点間測量)</p> <p>第59条 受注者は、境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、<u>関係</u>規程に定めるところによるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 用地実測図等の作成</b></p> <p>(用地実測図等の作成)</p> <p>第61条 受注者は、用地実測図等の作成に当たっては、<u>関係</u>規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。なお、表示記号等は、監督職員の指示によるものとする。</p> <p>一 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項から監督職員が指示する事項を記入する。</p> <p>(1) 土地の測量に従事した者の氏名</p> <p>(2) 道路名、水路名</p> <p>(3) 建物及び工作物</p> <p>二 用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を記入する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 関係官公庁への手続き等</b></p> <p>(関係官公庁への手続き等)</p> <p>第61条の2</p> <p>(略)</p> <p>3 受注者は、測量法第14条(実施の公示)、第21条(永久標識及び一時標識に関する通知)、～(略)～また、<u>国土交通省公共測量作業</u>規程第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>理院に提出作業を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 土地評価</b></p> <p>(土地評価)</p> <p>第6 2条 土地評価とは、取得<u>等</u>する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、「不動産の鑑定評価に関する法律」（昭和 38 年法律第 152 号）第 2 条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。</p> <p>(現地踏査及び資料作成)</p> <p>第 6 4 条</p> <p>(略)</p> <p>三 収益事例調査表及び造成事例調査表                      収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する<u>総</u>収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 地域要因及び個別的要因の格差<u>認定</u>基準表                      格差<u>認定</u>基準表とは、比準表を適用するに当たり、比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たって、その基準となるものをいい、監督職員と協議のうえ作成するものとする。</p> <p>六 公示地及び基準地の選定調査表                      調査区域及びその周辺区域に帰順すべき公示<u>地</u>又は基準地があるときは、公示又は州知事公について調査票を作成する。</p> <p>(標準地の選定及び標準地評価調書<u>の作成</u>)</p> <p>第 6 5 条 受注者は、同一状況地域毎に監督職員と協議のうえ標準地を選定し、標</p>	<p>土地理院に提出作業を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 土地評価</b></p> <p>(土地評価)</p> <p>第 6 2 条 土地評価とは、取得する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、「不動産の鑑定評価に関する法律」（昭和 38 年法律第 152 号）第 2 条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。</p> <p>(現地踏査及び資料作成)</p> <p>第 6 4 条</p> <p>(略) 。</p> <p>三 収益事例調査表及び造成事例調査表                      収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 地域要因及び個別的要因の格差基準表                      格差基準表とは、比準表を適用するに当たり、比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たって、その基準となるものをいい、監督職員と協議のうえ作成するものとする。</p> <p>六 公示地及び基準地の選定調査表                      調査区域及びその周辺区域に帰順すべき公示又は基準地があるときは、公示又は州知事公について調査票を作成する</p> <p>(標準地の選定及び標準地評価調書)</p> <p>第 6 5 条 受注者は、同一状況地域毎に監督職員と協議のうえ標準地を選定し、標</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>準地評価調書を作成しなければならない。</p> <p>2 標準地<u>評価</u>調書は前条第二号で定める取引事例等調査表に準拠し、必要な事項について整理のうえ作成するものとし選定理由を付記しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 建物等の調査</b> <b>第1節 調 査</b></p> <p>(木造建物)</p> <p>第71条 木造建物〔I〕の調査は、<u>軸組工法により建築されている木造建物にあつては</u>、建物移転料算定要領（以下「建物要領」という。）別添一の一木造建物調査積算要領〔<u>軸組工法</u>〕（以下「木造建物要領」〔<u>軸組工法</u>〕という。）<u>別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕（以下「木造建物要領〔軸組工法〕</u>という。）により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあつては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領〔<u>ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法</u>〕（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法]」という。）及び石綿調査算定要領（平成25年4月1日制定。以下「石綿要領」という。）により行うものとする。</p> <p>2 木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の調査は、木造建物要領〔<u>軸組工法</u>〕又は<u>木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法]</u>のいずれかを準用及び石綿要領により行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第72条 <u>木造特殊建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法]を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の実施に当たっては、前条第3項を準用するものとする。</u></p>	<p>準地評価調書を作成しなければならない。</p> <p>2 標準地調書は前条第二号で定める取引事例等調査表に準拠し、必要な事項について整理のうえ作成するものとし選定理由を付記しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 建物等の調査</b> <b>第1節 調 査</b></p> <p>(木造建物)</p> <p>第71条 木造建物〔I〕の調査は、建物移転料算定要領（以下「建物要領」という。）別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）及び石綿調査算定要領（平成25年4月1日制定。以下「石綿要領」という。）により行うものとする。</p> <p>2 木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の調査は、木造建物要領を準用及び石綿要領により行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第72条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p><b>第2節 調査書等の作成</b></p>	<p><b>第2節 調査書等の作成</b></p>
<p>(建物等の配置図の作成)</p> <p>第80条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 図面中に次の事項を記入する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 構造概要・<u>建築工法</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(木造建物)</p> <p>第82条 木造建物の図面及び調査書(別記第18号様式)は、第71条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領<u>〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕</u>のいずれか及び石綿要領により作成するものとする。</p> <p>3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領<u>〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕</u>のいずれかを準用及び石綿要領により作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p><u>4 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。</u></p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第83条 木造特殊建物の図面及び調査書(別記第18号様式)は、第72条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 図面は、木造建物要領<u>〔軸組工法〕</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面</p>	<p>(建物等の配置図の作成)</p> <p>第80条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 図面中に次の事項を記入する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 構造概要</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(木造建物)</p> <p>第82条 木造建物の図面及び<u>建物</u>調査書(別記第18号様式)は、第71条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領及び石綿要領により作成するものとする。</p> <p>3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用及び石綿要領により作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(木造特殊建物)</p> <p>第83条 木造特殊建物の図面及び調査書(別記第18号様式)は、第72条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するも</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>を作成するものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のも<u>の</u>とする。）</p> <p><u>3 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。</u></p> <p>4 調査書は、木造建物要領 <u>〔軸組工法〕</u> に準じ、次の各号により作成するものとする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>（非木造建物）</p> <p>第84条</p> <p>1～2（略）</p> <p><u>3 残地がある場合は、用地取得線を赤色の実線で記載する。</u></p> <p>（木造建物）</p> <p>第93条 <u>木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、</u> 建物ごとに第82条で作成した図面及び調査書を基に、<u>木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>により、積算しなければならない</p> <p>（木造特殊建物）</p> <p>第94条 <u>木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、</u> 建物ごとに第83条で作成した図面及び<u>調査書</u>を基に木造建物要領 <u>〔軸組工法〕</u> に準じて、積算しなければならない。</p> <p>（非木造建物）</p> <p>第95条 <u>非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、</u> 建物ごとに第84条で作成した図面及び<u>調査書</u>を基に非木造建物要領により、当該</p>	<p>のとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のもとする。）</p> <p>3 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。</p> <p>一～二（略）</p> <p>（非木造建物）</p> <p>第84条</p> <p>1～2（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（木造建物）</p> <p>第94条 受注者は建物ごとに第82条で作成した図面及び<u>算出した数量</u>を基に木造建物要領により、<u>当該建物の推定再建築費</u>を積算しなければならない</p> <p>（木造特殊建物）</p> <p>第95条 受注者は、建物ごとに第83条で作成した図面及び<u>算出した数量</u>を基に木造建物要領に準じて、<u>当該建物の推定再建築費</u>を積算しなければならない。</p> <p>（非木造建物）</p> <p>第96条 受注者は、建物ごとに第84条で作成した図面及び<u>算出した数量</u>を基に非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算しなければならない。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>建物の推定再建築費を積算しなければならない。                      (照応建物の詳細設計)                      第<u>9.6</u>条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 営業その他の調査</b>  <b>第3節 算 定</b></p> <p>(補償額の算定)                      第108条                      1 (略)  <u>2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。</u>                      3 (略)  <u>4 移転雑費の算定は、移転雑費算定要領により行うものとする。</u></p> <p>(調査)                      第110条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定するために必要な資料を収集することにより行うものとする。                      一～十六 (略)  <u>十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u>  <u>十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u>  <u>十九</u> その他の資料</p>	<p>(照応建物の詳細設計)                      第<u>9.3</u>条</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 営業その他の調査</b>  <b>第3節 算 定</b></p> <p>(補償額の算定)                      第108条                      1 (略)  <u>3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。</u>  <u>(新設)</u></p> <p>(調査)                      第110条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定するために必要な資料を収集することにより行うものとする。                      一～十六 (略)  <u>十七</u> その他の資料</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第 9 章 予備調査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 調 査</b></p> <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第 1 1 4 条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、<u>延べ床面積</u>、建築年月及び用途 (使用実態)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 2 章 補償説明</b></p> <p>(補償説明)</p> <p>第 1 3 0 条 補償説明とは、権利者<u>等</u>に対し、土地の評価 (残地補償を含む。) の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容 (以下「補償内容等」という) の説明を行うことをいう。</p> <p>(概況ヒ<u>ア</u>リング<u>等</u>)</p> <p>第 1 3 1 条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、<u>権利者ごと</u>の補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。</p> <p><u>2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 9 章 予備調査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 調 査</b></p> <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p>第 1 1 4 条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延面積、建築年月及び用途 (使用実態)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 2 章 補償説明</b></p> <p>(補償説明)</p> <p>第 1 3 0 条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価 (残地補償を含む。) の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容 (以下「補償内容等」という) の説明を行うことをいう。</p> <p>(概況ヒ<u>ヤ</u>リング)</p> <p>第 1 3 1 条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、<u>各権利者</u>の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p><u>(説明資料の作成等)</u></p> <p><u>第132条</u> 権利者等に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>一 当該区域全体及び権利者等ごとの処理方針の検討</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>二 権利者等ごとの補償説明に係る事項の整理</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>三 権利者等に対する説明用資料の作成</u></p> <p>(権利者等に対する説明)</p> <p>第<u>133条</u> 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 2名以上の者を一組として権利者等と面接すること</p> <p style="margin-left: 20px;">二 権利者等と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと</p> <p>2 権利者等に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第<u>134条</u> 受注者は、権利者等と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者等の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(別記第33号様式)に記載するものとする。</p> <p>(説明後の措置)</p> <p>第<u>135条</u> 受注者は、補償説明の現状及び権利者等ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。</p> <p>2 受注者は、当該権利者等に係わる補償内容等のすべてについて権利者等の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものと</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(権利者に対する説明)</p> <p>第<u>134条</u> 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること</p> <p style="margin-left: 20px;">二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと</p> <p>2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第<u>135条</u> 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(別記第33号様式)に記載するものとする。</p> <p>(説明後の措置)</p> <p>第<u>136条</u> 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。</p> <p>2 受注者は、当該権利者に係わる補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>する。</p> <p>3 受注者は、権利者等が説明を受け付けない、若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 3 章 事業認定申請図書等の作成</b></p> <p style="text-align: center;">(事業認定申請図書等の作成)</p> <p>第 1 3 6 条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 事業認定申請図書の作成</li> <li>二 裁決申請図書の作成</li> <li>三 明渡裁決申立図書の作成</li> </ul>	<p>3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 3 章 事業認定申請図書等の作成</b></p> <p style="text-align: center;">(事業認定申請図書等の作成)</p> <p>第 1 3 7 条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 事業認定申請図書の作成</li> <li>二 裁決申請図書の作成</li> <li>三 明渡裁決申立図書の作成</li> </ul> <p>2 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 1 6 条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第 1 8 条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 相談用資料作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの</li> </ul> </li> <li>二 申請図書作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの</li> </ul> </li> </ul> <p>3 裁決申請図書の作成とは、法第 4 0 条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。</p> <p>4 明渡裁決申立図書の作成とは、法第 4 7 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p><u>(事業認定申請図書の作成)</u></p> <p><u>第137条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。)第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類(関係機関への意見照会書類を含む。)並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。</u></p> <p><u>一 相談用資料作成</u>  <u>起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)を作成するもの</u></p> <p><u>二 申請図書作成</u>  <u>起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書(案)を作成するもの</u></p> <p><u>2 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。</u></p> <p><u>3 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。</u></p> <p>(事業認定申請図書の作成方法)</p> <p>第141条 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則(昭和26年建設省令第33号)第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、監督職員が別途指示するものとする。</p> <p>(裁決申請図書の作成方法)</p> <p>第145条 裁決申請図書の作成は、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとする。</p>	<p>びこれに関連する参考資料を作成することをいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(事業認定申請図書の作成方法)</p> <p>第141条 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則(昭和26年建設省令第33号)第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、監督職員が別途指示する<u>事業認定申請書等作成要領等により作成するものとする。</u></p> <p>(裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成方法)</p> <p>第145条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、別紙「<u>事業認定申請図書等作成業務</u></p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>一～十（略）</p> <p><u>（明渡裁決申立図書の作成）</u></p> <p><u>第146条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとする。</u></p> <p><u>（明渡裁決申立図書の作成方法）</u></p> <p><u>第147条 明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとする。</u></p> <p><u>一 明渡裁決申立書（案）</u></p> <p><u>二 法第47条の3第1項第1号関係書類</u></p> <p><u>三 規則第17条の6第1号に定める書面</u></p> <p><u>四 規則第17条の6第2号に定める書面</u></p> <p><u>五 法第36条に定める物件調書（案）</u></p> <p><u>六 物件調書に添付する図面</u></p> <p><u>七 その他必要と認められる書面及び図面</u></p>	<p>実施要領」により作成するものとする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>2 明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、別紙「事業認定申請図書等作成業務実施要領」により作成するものとする。</p> <p>一 明渡裁決申立書（案）</p> <p>二 法第47条の3第1項第1号関係書類</p> <p>三 規則第17条の6第1号に定める書面</p> <p>四 規則第17条の6第2号に定める書面</p> <p>五 法第36条に定める物件調書（案）</p> <p>六 物件調書に添付する図面</p> <p>七 その他必要と認められる書面及び図面</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第 1 4 章 地盤変動影響調査等</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 調査</b></p> <p><u>(地盤変動影響調査)</u></p> <p><u>第 1 4 8 条 「地盤変動影響調査」とは、用地調査等業務のうち山口県土木建築部の工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下「建物等」という。）に損害等が生じるおそれのあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。</u></p> <p><u>(調査)</u></p> <p><u>第 1 4 9 条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成 27 年 3 月 24 日付け 国中整用補第 64 号）により行うものとする。ただし、地盤変動影響調査算定要領第 1 0 条第 1 項の措置は、監督職員の指示により適用するものとする。</u></p> <p><u>2 前項により難しい場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。</u></p> <p><u>(水準測量)</u></p> <p><u>第 1 5 0 条 地盤変動影響調査算定要領第 9 条第 2 項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。</u></p> <p><u>一 観測手簿</u></p> <p><u>二 計算簿</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p><u>三 点の記</u></p> <p><u>四 その他必要と認められる書面及び図面</u></p> <p><u>2 前項により難しい場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。</u></p> <p><u>(費用負担の要否の検討)</u></p> <p><u>第151条 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が山口県土木建築部所管の公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の検討結果については、速やかに監督職員に報告するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b><u>第2節 算定</u></b></p> <p><u>(費用負担額の算定)</u></p> <p><u>第152条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領(平成27年3月24日付け 国中整用補第64号)により行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項により難しい場合は、監督職員の指示により必要な費用負担額の算定を行うものとする。</u></p> <p><u>3 費用負担額の算定を行う場合において、別記第36、37号様式、第39号様式の1、2又は地盤変動影響調査算定要領様式第5による他、必要に応じて用地調査等共通仕様書の規定を準用するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b><u>第3節 費用負担の説明</u></b></p> <p><u>(費用負担の説明)</u></p> <p><u>第153条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><b><u>第2節 算定</u></b></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><b><u>第3節 費用負担の説明</u></b></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p><u>動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</u></p> <p><u>（概況ヒアリング等）</u></p> <p><u>第154条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から、当該事業の計画概要、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、権利者ごとの費用負担の内容等、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概要を把握するものとする。</u></p> <p><u>2 受注者は、現地踏査後に費用負担の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</u></p> <p><u>〔注〕前2節と併せて発注する場合は、「第153条削除」とする。</u></p> <p><u>（説明資料の作成等）</u></p> <p><u>第155条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、監督職員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>一 説明対象建物及び権利者ごとの処理方針の検討</u></p> <p><u>二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認</u></p> <p><u>三 権利者に対する説明用資料の作成</u></p> <p><u>〔注〕前2節と併せて発注する場合は、「現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ」を削除する。</u></p> <p><u>（権利者に対する説明）</u></p> <p><u>第156条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。</u></p> <p><u>一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること。</u></p> <p><u>二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p><u>について了解を得ておくこと。</u></p> <p><u>2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</u></p> <p><u>(記録簿の作成)</u></p> <p><u>第157条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を説明記録簿（別記第38号様式）に記載するものとする。</u></p> <p><u>(説明後の措置)</u></p> <p><u>第158条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。</u></p> <p><u>2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。</u></p> <p><u>3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは費用負担の内容等又はその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><b>第15章 写真台帳の作成</b></p> <p>(写真台帳の作成)</p> <p>第159条 受注者は第6章、第7章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。</p>	<p><b>第14章 写真台帳の作成</b></p> <p>(写真台帳の作成)</p> <p>第146条 受注者は第6章、第7章、第9章及び第10章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p><u>六 第14章に定める調査等と合わせて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。</u></p> <p>2～3（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第16章 土地調書及び物件調書の作成</b></p> <p>（土地調書等の作成）</p> <p>第160条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果品を基に、土地調書（別記第34号様式）及び物件調書（別記第35号様式）を作成するものとする。</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>2～3（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第15章 土地調書及び物件調書の作成</b></p> <p>（土地調書等の作成）</p> <p>第147条 受注者は、<u>監督職員の指示により</u>第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果品を基に、土地調書（別記第33号様式）及び物件調書（別記第34号様式）を作成するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第16章 検 証</b></p> <p>（検証）</p> <p>第148条 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が受注に係る業務の成果品のかしを防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第24条第1項に定める成果品のうち地図の転写図等は、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載するものとする。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

新			旧		
別記様式一覧表			別記様式一覧表		
様式番号	様式名	条	様式番号	様式名	条
第1号様式の1,2	作業計画書	第15条(作業計画の策定)	第1号様式の1,2	作業計画書	第15条(作業計画の策定)
第2号様式	支給品引渡通知書	第17条(支給品及び貸与品)	第2号様式	支給品引渡通知書	第17条(支給品及び貸与品)
第3号様式	貸与品引渡通知書		第3号様式	貸与品引渡通知書	
第4号様式	支給品受領書		第4号様式	支給品受領書	
第5号様式	貸与品借用書		第5号様式	貸与品借用書	
第6号様式	支給品返還通知書		第6号様式	支給品返還通知書	
第7号様式	貸与品返還通知書		第7号様式	貸与品返還通知書	
第8号様式	障害物伐採報告書	第19条(障害物の伐除)	第8号様式	障害物伐採報告書	第19条(障害物の伐除)
第9号様式	身分証明書交付申請書	第20条(身分証明書)	第9号様式	身分証明書交付申請書	第20条(身分証明書)
第10号様式	身分証明書		第10号様式	身分証明書	
第11号様式	身分証明書返納通知書		第11号様式	身分証明書返納通知書	
第12号様式	土地の登記記録調査表	第40条(調査表等の作成)	第12号様式	土地の登記記録調査表	第40条(調査表等の作成)
第13号様式	建物の登記記録調査表		第13号様式	建物の登記記録調査表	
第14号様式の1	墳墓調査表		第14号様式の2	墳墓調査表	
第14号様式の2	墓地管理者調査表	第40条(調査表等の作成)	第14号様式の2	墓地管理者調査表	第40条(調査表等の作成)
第14号様式の3	墓地使用(祭し)者調査表	第89条(墳墓)	第14号様式の2	墓地使用(祭し)者調査表	第89条(墳墓)
第15号様式	境界確認書	第54条(境界立会い)	第15号様式	境界確認書	第54条(境界立会い)
第16号様式	法令に基づく施設改善費用(既存不適格)の総括表	第70条(法令適合性の調査) 第81条(法令に基づく施設改善)	第16号様式	法令に基づく施設改善費用(既存不適格)の総括表	第70条(法令適合性の調査) 第81条(法令に基づく施設改善)
第17号様式	木造建物補正率調査算定表	第71条(木造建物)	第17号様式	木造建物補正率調査算定表	第71条(木造建物)
第18号様式	建物調査表	第82条(木造建物)	第18号様式	建物調査表	第82条(木造建物)
		第83条(木造特殊建物)			第83条(木造特殊建物)
		第84条(非木造建物)			第84条(非木造建物)
		第85条(機械設備)			第85条(生産設備)
第19号様式	設備・工作物調査表	第86条(生産設備)	第19号様式	設備・工作物調査表	第86条(生産設備)
		第87条(附帯工作物)			第87条(附帯工作物)
		第88条(庭園)			第88条(庭園)
		第89条(立竹木)			第89条(立竹木)
第20号様式	立竹木調査表	第90条(立竹木)	第20号様式	立竹木調査表	第90条(立竹木)
第21号様式の1	計画概要表	第96条(照応建物の詳細設計)	第21号様式の1,2	計画概要表(随時資料)	第96条(照応建物の詳細設計)
、2-1,2-2		第120条(移転計画案の作成)	第21号様式の3		面積比較表
第21号様式の3	第126条(移転工法案の作成)	第21号様式の3	面積比較表	第126条(移転工法案の作成)	
第22号様式の1	建物移転補償調査	第93条(木造建物)	第22号様式の1	建物移転補償調査	第94条(木造建物)
第22号様式の2	工法別移転料比較表	第94条(木造特殊建物)	第22号様式の2	工法別移転料比較表	第95条(木造特殊建物)
第23号様式の1,2	建物移転補償設計書	第95条(非木造建物)	第23号様式の1,2	建物移転補償設計書	第96条(非木造建物)
第24号様式の1		第108条(補償額の算定)	第24号様式の1		建物移転補償設計内訳書
第24号様式の2,3	推定再建築費及び取りこわし工事費	第93条(木造建物) 第94条(木造特殊建物) 第95条(非木造建物)	第24号様式の2,3	推定再建築費及び取りこわし工事費(内訳書)	第94条(木造建物) 第95条(木造特殊建物) 第96条(非木造建物)
第24号様式の4	木造建物曳家移転料算定表	第93条(木造建物) 第94条(木造特殊建物)	第24号様式の4	木造建物曳家移転料算定表	第94条(木造建物) 第95条(木造特殊建物)
第24号様式の5	工作物内訳書	次ページ	第24号様式の5	工作物内訳書	
第24号様式の6	立竹木内訳書		第24号様式の6	立竹木内訳書	
第24号様式の7	単価算出表		第24号様式の7	単価算出表	

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新			旧		
第24号様式の8	共通仮設費及び諸経費算定表				
様式番号	様式名	条	様式番号	様式名	条
第24号様式の9-1,2,3,4	廃材運搬費及び廃材処分費内訳書 (1)組成別廃材量(木造・非木造・工作物)	第88条(庭園) 第93条(木造建物) 第94条(木造特殊建物) 第95条(非木造建物) 第99条(附帯工作物)	第24号様式の5	工作物内訳書	第88条(庭園) 第94条(木造建物) 第95条(木造特殊建物) 第96条(非木造建物) 第99条(附帯工作物) 第100条(庭園) 第101条(塙壁) 第102条(立竹木)
第24号様式の10	廃材運搬費及び廃材処分費内訳書 廃材量集計表	第100条(庭園) 第101条(塙壁) 第102条(立竹木)	第24号様式の6	立竹木内訳書	
第24号様式の11	廃材運搬費及び廃材処分費内訳書 (2)廃材運搬費		第24号様式の7	単価算出表	
第24号様式の12	廃材運搬費及び廃材処分費内訳書 (3)廃材処分費		第24号様式の8	共通仮設費及び諸経費算定表	
第24号様式の13	移転工程表		第24号様式の9-1,2,3,4	廃材運搬費及び廃材処分費内訳書 (1)組成別廃材量(木造・非木造・工作物)	
第25号様式	居住者等調査表	第107条(調査書の作成)	第24号様式の10	廃材運搬費及び廃材処分費内訳書 廃材量集計表	
第26号様式	動産調査表		第24号様式の11	廃材運搬費及び廃材処分費内訳書 (2)廃材運搬費	
第27号様式の1-1,1-2	仮住居費算定内訳書		第24号様式の12	廃材運搬費及び廃材処分費内訳書 (3)廃材処分費	
第27号様式の2	借家人補償算定内訳書	第108条(補償額の算定)	第24号様式の13	移転工程表	
第27号様式の3	標準家賃単価算出表		第25号様式	居住者等調査表	
第28号様式の1-1,1-2	移転雑費算定内訳書		第26号様式	動産調査表	
第29号様式	消費税等調査表	第109条(消費税等に関する調査等)	第27号様式の1,2	仮住居費算定内訳書	
表-1	消費税補償要否判定フロー	第110条(調査)	第27号様式の3	借家人補償算定内訳書	
表-2	課税売上割合等算出表	第111条(補償の要否の判定等)	第28号様式の1,2	標準家賃単価算出表	
第30号様式	企業概要書	第117条(企業概要書) 第125条(企業概要書)	第28号様式の1,2	移転雑費算定内訳書	
第31号様式の1	移転計画案検討概要書	第120条(移転計画案の作成)	第29号様式	消費税等調査表	
第31号様式の2	計画概要比較表	第126条(移転工法案の作成)	表-1	消費税補償要否判定フロー	
第32号様式	移転工法案の比較表	第126条(移転工法案の作成)	表-2	課税売上割合等算出表	
第33号様式	補償説明記録簿	第134条(記録簿の作成)	第30号様式	企業概要書	
第34号様式	土地調査書	第160条(土地調査等の作成)	第31号様式の1	移転計画案検討概要書	
第35号様式	物件調査書		第31号様式の2	計画概要比較表	
第36号様式	費用負担調査書	第152条(費用負担の説明)	第32号様式	移転工法案の比較表	
第37号様式の1,2	費用負担設計書		第33号様式	補償説明記録簿	
第38号様式	説明記録簿	第157条(記録簿の作成)	第34号様式	土地調査書	
第39号様式の1,2	費用負担額算定書	第153条(費用負担の説明)	第35号様式	物件調査書	
<b>地盤変動影響調査算定要領様式(第153条関係)</b>					
様式番号	様式名	条(地盤変動影響調査算定要領)			
様式第1	建物等調査一覧表	第12条			
様式第2	建物等調査書				
様式第3	損傷調査書				
様式第4	写真台帳				
様式第5	建物等の費用負担額算定書	第28条			

# 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>第1号様式の1.</p> <p style="text-align: center;"><b>作業計画書</b></p> <p style="text-align: right;">令和 年( 年) 月 日</p> <p>契約担当者 様</p> <p style="text-align: right;">受注者 住所 氏名</p> <p>次のとおり作業計画書を作成したため、業務委託契約書第3条第1項の定めにより提出します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">業務名称</td> <td style="width: 30%;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">業務期間</td> <td style="width: 10%;">自 令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>業務場所</td> <td style="text-align: center;">地内</td> <td>至 令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>業務概要</td> <td colspan="3">業務内容: 対象物件概要:</td> </tr> <tr> <td>業務方針</td> <td colspan="3">業務実施方針:</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">業務工程表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">月日</th> <th colspan="12" style="text-align: center;">年</th> </tr> <tr> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> </tr> <tr> <td>工程種別</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	業務名称		業務期間	自 令和 年 月 日	業務場所	地内	至 令和 年 月 日	業務概要	業務内容: 対象物件概要:			業務方針	業務実施方針:			月日	年												4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	工程種別																																																																																				<p>第1号様式の1.</p> <p style="text-align: center;"><b>作業計画書</b></p> <p style="text-align: right;">令和 年( 年) 月 日</p> <p>契約担当者 様</p> <p style="text-align: right;">受注者 住所 氏名</p> <p>次のとおり作業計画書を作成したため、業務委託契約書第3条第1項の定めにより提出します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">業務名称</td> <td style="width: 30%;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">業務期間</td> <td style="width: 10%;">自 令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>業務場所</td> <td style="text-align: center;">地内</td> <td>至 令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>業務概要</td> <td colspan="3">業務内容: 対象物件概要:</td> </tr> <tr> <td>業務方針</td> <td colspan="3">業務実施方針:</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">業務工程表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">月日</th> <th colspan="12" style="text-align: center;">年</th> </tr> <tr> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th> </tr> <tr> <td>工程種別</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	業務名称		業務期間	自 令和 年 月 日	業務場所	地内	至 令和 年 月 日	業務概要	業務内容: 対象物件概要:			業務方針	業務実施方針:			月日	年												4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	工程種別																																																																																			
業務名称		業務期間		自 令和 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																							
業務場所	地内		至 令和 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																								
業務概要	業務内容: 対象物件概要:																																																																																																																																																																																																																																																										
業務方針	業務実施方針:																																																																																																																																																																																																																																																										
月日	年																																																																																																																																																																																																																																																										
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																														
工程種別																																																																																																																																																																																																																																																											
業務名称		業務期間	自 令和 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																								
業務場所	地内		至 令和 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																								
業務概要	業務内容: 対象物件概要:																																																																																																																																																																																																																																																										
業務方針	業務実施方針:																																																																																																																																																																																																																																																										
月日	年																																																																																																																																																																																																																																																										
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																														
工程種別																																																																																																																																																																																																																																																											

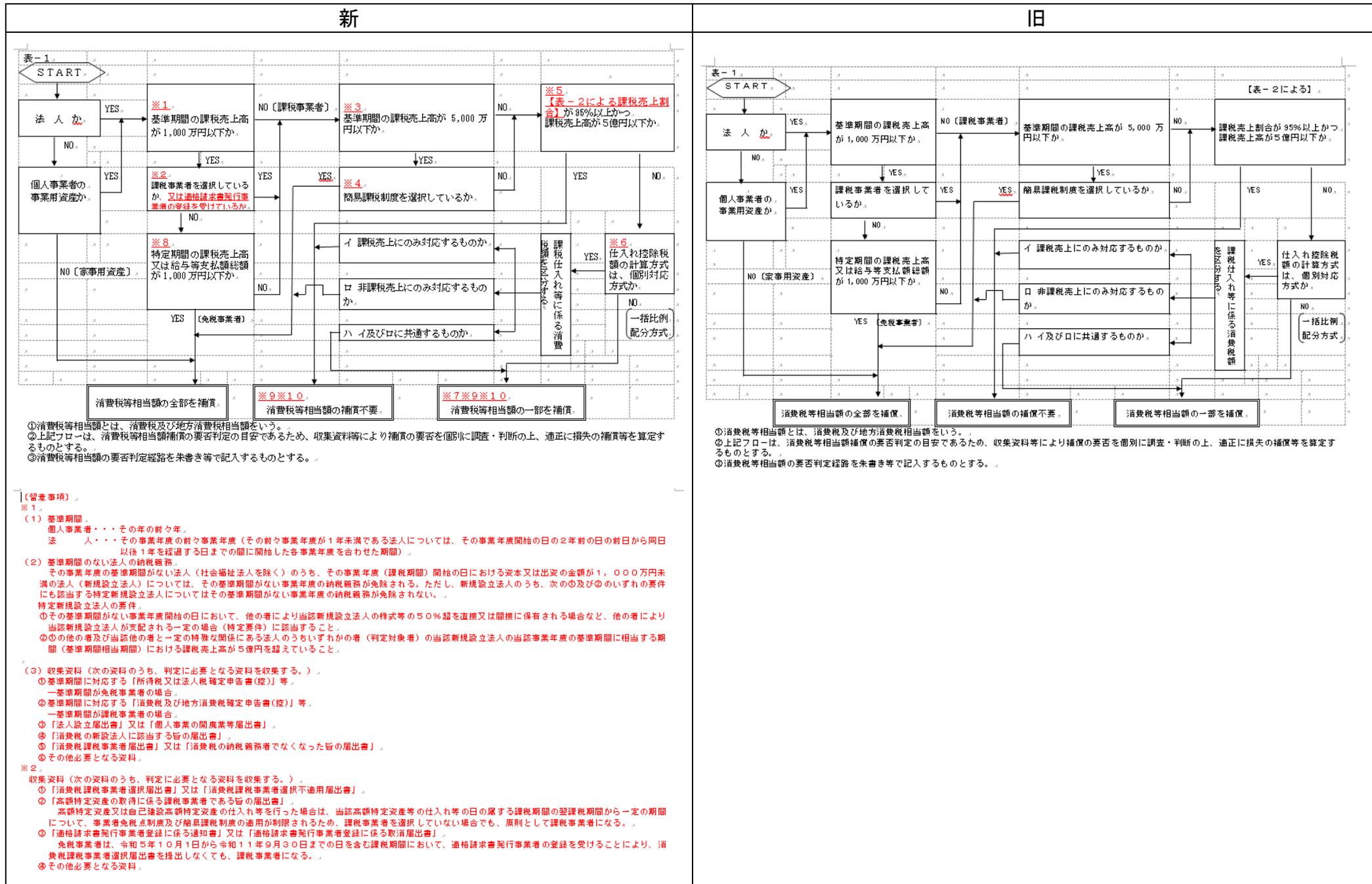
## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧																														
<p>第1号様式の2.</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">業務組織計画</td> <td>                     管理技術者氏名：「                      業務従事者氏名：「                      協力者氏名（名称）：「                      （再委託業務の内容：「                      監督職員氏名：「                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">打合せ計画</td> <td>打合せ回数 回（着工時、中間、成果品納入時、その他）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">品質確保計画</td> <td>                     社内検査体制：「                      安全管理体制：「                      その他：「                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">成果品の 内容、部数</td> <td>                     部 数：「                      成果品の構成：「                      （添付図書種別等）                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">適用基準等</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">連絡体制 （緊急時）</td> <td>                     連 絡 先：「                      （緊急時：「                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; color: red;">使用する主な 機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">その他</td> <td></td> </tr> </table>	業務組織計画	管理技術者氏名：「 業務従事者氏名：「 協力者氏名（名称）：「 （再委託業務の内容：「 監督職員氏名：「	打合せ計画	打合せ回数 回（着工時、中間、成果品納入時、その他）	品質確保計画	社内検査体制：「 安全管理体制：「 その他：「	成果品の 内容、部数	部 数：「 成果品の構成：「 （添付図書種別等）	適用基準等		連絡体制 （緊急時）	連 絡 先：「 （緊急時：「	使用する主な 機器		その他		<p>第1号様式の2.</p> <p>+</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">業務組織計画</td> <td>                     管理技術者氏名：「                      業務従事者氏名：「                      協力者氏名（名称）：「                      （再委託業務の内容：「                      監督職員氏名：「                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">打合せ計画</td> <td>打合せ回数 回（着工時、中間、成果品納入時、その他）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">品質確保計画</td> <td>                     社内検査体制：「                      安全管理体制：「                      その他：「                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">成果品の 内容、部数</td> <td>                     部 数：「                      成果品の構成：「                      （添付図書種別等）                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">適用基準等</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">連絡体制 （緊急時）</td> <td>                     連 絡 先：「                      （緊急時：「                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">その他</td> <td></td> </tr> </table>	業務組織計画	管理技術者氏名：「 業務従事者氏名：「 協力者氏名（名称）：「 （再委託業務の内容：「 監督職員氏名：「	打合せ計画	打合せ回数 回（着工時、中間、成果品納入時、その他）	品質確保計画	社内検査体制：「 安全管理体制：「 その他：「	成果品の 内容、部数	部 数：「 成果品の構成：「 （添付図書種別等）	適用基準等		連絡体制 （緊急時）	連 絡 先：「 （緊急時：「	その他	
業務組織計画	管理技術者氏名：「 業務従事者氏名：「 協力者氏名（名称）：「 （再委託業務の内容：「 監督職員氏名：「																														
打合せ計画	打合せ回数 回（着工時、中間、成果品納入時、その他）																														
品質確保計画	社内検査体制：「 安全管理体制：「 その他：「																														
成果品の 内容、部数	部 数：「 成果品の構成：「 （添付図書種別等）																														
適用基準等																															
連絡体制 （緊急時）	連 絡 先：「 （緊急時：「																														
使用する主な 機器																															
その他																															
業務組織計画	管理技術者氏名：「 業務従事者氏名：「 協力者氏名（名称）：「 （再委託業務の内容：「 監督職員氏名：「																														
打合せ計画	打合せ回数 回（着工時、中間、成果品納入時、その他）																														
品質確保計画	社内検査体制：「 安全管理体制：「 その他：「																														
成果品の 内容、部数	部 数：「 成果品の構成：「 （添付図書種別等）																														
適用基準等																															
連絡体制 （緊急時）	連 絡 先：「 （緊急時：「																														
その他																															

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新				旧					
第 29 号様式				第 29 号様式					
<b>消費税等調査表</b>		調 査 者		<b>消費税等調査表</b>		調 査 者			
		調 査 年 月 日				調 査 年 月 日			
所 在 地				所 在 地					
調 査 対 象 者		住 所		調 査 対 象 者		住 所			
		氏 名 又 は 法 人 ・ 代 表 者				氏 名 又 は 法 人 ・ 代 表 者			
調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途			調 査 対 象 物 件 の 資 産 の 区 分			調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途		調 査 対 象 物 件 の 資 産 の 区 分	
			<input type="checkbox"/> 事業用資産					<input type="checkbox"/> 事業用資産	
			<input type="checkbox"/> 家事共用資産					<input type="checkbox"/> 家事共用資産	
基 準 期 間		～		基 準 期 間		～			
前年(個人)又は前事業年度		～		前年(個人)又は前事業年度		～			
調査・収集した資料				調査・収集した資料					
<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者登録に係る通知書 <input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料( )				<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料( )					
※本調査表には、表-1及び表-2を添付すること。				※本調査表には、表-1及び表-2を添付すること。					

# 業務委託共通仕様書新旧対照表



# 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>※3、4.            収集資料（次の資料のうち、判定に必要な資料を収集する。）            ①基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等            ②「消費税簡易課税制度選択届出書」又は「消費税簡易課税制度不適用届出書」            ③その他必要となる資料。</p> <p>※5.            （1）課税売上割合の算定。            前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」の課税売上割合中の「資産の譲渡等の対価の額」に今回土地買収代金額（区分地上権、地役権設定代金を含む。）を加算した額により算定する。            （2）収集資料（次の資料のうち、判定に必要な資料を収集する。）            ①「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等（原則として前年又は前事業年度）            ②その他必要となる資料。</p> <p>※6.            収集資料（次の資料のうち、判定に必要な資料を収集する。）            ①「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等（原則として前年又は前事業年度）            ②その他必要となる資料。</p> <p>※7.            ①個別対応方式を選択している場合。  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <math display="block">\text{消費税等相当額補償} = \text{ハの消費税等相当額の全部} \times (1 - \text{課税売上割合})</math> </div>           （注）課税売上割合は、※5で算定した割合による。            たし、「課税売上割合」に代えて、「課税売上割合に準ずる割合」の承認を税務署長から受けている場合にあっては、その割合による。。</p> <p>②一括比例配分方式を選択している場合。  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <math display="block">\text{消費税等相当額補償} = \text{消費税等相当額の全部} \times (1 - \text{課税売上割合})</math> </div>           （注）課税売上割合は、※5で算定した割合による。。</p> <p style="text-align: center;">2-11-97.</p>	
<p>※8.            （1）特定期間。            特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から5月30日までの期間をい、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後5か月の期間をいう。ただし、前事業年度が1年でない場合などの特定期間についてはこれと異なるので注意されたい。。</p> <p>（2）給与等支払額。            給与等支払額とは、特定期間中に支払った所得税の課税対象とされる給与、賞与等の合計額である（未払い給与等は対象とはならない）。支払明細書の控えや源泉徴収簿からの所得税の課税対象とされるものを合計して算出する。。</p> <p>※9.            「居住用貸賃建物」に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象とならないこととされているため、当該フロー上「消費税等相当額の補償不要」又は「消費税等相当額の一部補償」に至る場合であっても、補償対象物件が「居住用貸賃建物」に該当する場合にあっては、別途かかる消費税相当額の補償が必要となる点に注意されたい。。</p> <p>※10.            消費税等調査上、免税事業者の適用条件を満たしながらも、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間において、適格請求書発行者の登録を受けている場合（その後、取消して効力がない場合は除く。）にあっては、小規模業者に係る税額控除に関する経過措置として、いわゆる2割特例を選択できることとなる。。            本特例は、課税仕入れを金額によらず課税売上高の一定割合（80%）をもって課税仕入れとみなすものであり、通常の事業活動による課税仕入れでない損失の補償等の消費税及び地方消費税は仕入税額控除されなしたため、当該フロー上「消費税等相当額の一部を補償・補償不要」に至る場合であっても、被補償者が本特例を適用して消費税を申告する場合には、別途かかる消費税等相当額の補償が必要となる点に注意されたい。。</p> <p style="text-align: center;">2-11-98.</p>	

# 業務委託共通仕様書新旧対照表

新		旧		
表-2.			表-2.	
本則課税事業者関係	資料	前年（個人）又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」。	<input type="checkbox"/> 有（下記へ）。 <input type="checkbox"/> 無。	<input type="checkbox"/> 有（下記へ）。 <input type="checkbox"/> 無。
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書類」の有無及び承認割合について。 ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資産）である場合のみ収集する。	<input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の共用資産へ）。 <input type="checkbox"/> 無（下記へ）。	<input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の共用資産へ）。 <input type="checkbox"/> 無（下記へ）。
	補償用課税売上割合	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）。 _____ 円。 ② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き）。 _____ 円。 ③ 土地買収代金額等（区分地上権、地役権設定代金を含む）。 _____ 円。	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）。 _____ 円。 ② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き）。 _____ 円。 ③ 土地買収代金額等（区分地上権、地役権設定代金を含む）。 _____ 円。	
	補償用課税売上割合の算出 ①/(②+③)	①、 _____ 円、 _____ = _____ %。 ②、 _____ 円+、 ③、 _____ 円、	①、 _____ 円、 _____ = _____ %。 ②、 _____ 円+、 ③、 _____ 円、	
	補償用課税売上割合の率	補償用課税売上割合率	<input type="checkbox"/> 95%以上である。 <input type="checkbox"/> 95%未満である（下記へ）。	<input type="checkbox"/> 95%以上である。 <input type="checkbox"/> 95%未満である（下記へ）。
	補償用課税売上高の額	補償用課税売上高の額	<input type="checkbox"/> 5億円超である（下記へ）。 <input type="checkbox"/> 5億円以下である。	<input type="checkbox"/> 5億円超である（下記へ）。 <input type="checkbox"/> 5億円以下である。
	採用方式	前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」。	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している（一括比例配分方式へ）。 <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している（個別対応方式へ）。	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している（一括比例配分方式へ）。 <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している（個別対応方式へ）。
	個別対応方式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上上 <del>注</del> にのみ対応するもの。 <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上上 <del>注</del> にのみ対応するもの。 <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）。	<input type="checkbox"/> イ 課税売上上 <del>注</del> にのみ対応するもの。 <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上上 <del>注</del> にのみ対応するもの。 <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）。
	個別対応方式の共用資産	一部	消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合)。 _____ 円 × (1 - 0. _____) = _____	消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合)。 _____ 円 × (1 - 0. _____) = _____
	一括比例配分方式	補償	消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合)。 _____ 円 × (1 - 0. _____) = _____	消費税等相当額 × (1 - 補償用課税売上割合)。 _____ 円 × (1 - 0. _____) = _____

# 業務委託共通仕様書新旧対照表

新					旧					
第38号様式 <b>説明記録簿</b>					第33号様式 <b>補償説明記録簿</b>					
説明場所		説明年月日			時間	自	至		説明場所	
出席者	説明者				時間	自	至		説明者	
	相手方				相手方					
説明内容及び質疑										
	特記事項									
総括監督員			主任監督員			監督員				





# 業務委託共通仕様書新旧対照表

新										旧										
様式第5																				
建物等の費用負担額算定書																				
所在地					整理番号															
建物所有者					電話					算定年月日					年 月 日					
法人代表者										採用単価										
所有者住所										用途										
建物面積		1 階床面積			2 階床面積			延床面積			構造概要									
直接工事費計		共通仮設費 ※建物の構造部を矯正する 方法の場合のみ [A] × 8% = [B]			純工事費			諸経費			工事価格[推定再建築費]									
[A]					[A] + [B] = [C]			[C] × 率 = [D] [F] × 率 = [G]			[C] + [D] = [E]									
								%												
		直接廃材運搬費 [F]									廃材運搬費 [F] + [G] = [H]									
廃材処分費 [I]		発生材価格 [J]			その他経費 [K] (消費税対象額)			消費税相当額 ([E] + [H] + [I] + [K]) × 8% = [L]			費用負担額 [E] + [H] + [I] + [J] + [K] + [L]									
工 種 算 定 内 訳																				
1. 仮設工事費										計										
出典 (コード番)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工数量	金額												
2. 補修工事費										計										
(1) 土工事費										小計										
出典 (コード番)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工数量	金額												
(2) 地業工事費										小計										
出典 (コード番)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工数量	金額												
(3) 基礎工事費										小計										
出典 (コード番)	単価名称	形状寸法			単位	単価	施工数量	金額												
										2-11-117										

# 業務委託共通仕様書新旧対照表

新							旧
〈4〉コンクリート工事費						小 計	
出 典 (コード番 目)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額	
〈5〉型枠工事費						小 計	
出 典 (コード番 目)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額	
〈6〉鉄筋工事費						小 計	
出 典 (コード番 目)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額	
〈7〉鉄骨工事費						小 計	
出 典 (コード番 目)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額	
〈8〉組積工事費						小 計	
出 典 (コード番 目)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額	
〈9〉防水工事費						小 計	
出 典 (コード番 目)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額	
〈10〉屋根工事費						小 計	
出 典 (コード番 目)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額	
〈11〉石工事費						小 計	
出 典 (コード番 目)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額	
〈12〉タイル工事費						小 計	
出 典 (コード番 目)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額	

# 業務委託共通仕様書新旧対照表

新							旧	
〈13〉左官工事費						小 計		
出 票 (コード番 品名)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額		
〈14〉木工事費						小 計		
出 票 (コード番 品名)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額		
〈15〉金属工事費						小 計		
出 票 (コード番 品名)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額		
〈16〉建具工事費						小 計		
出 票 (コード番 品名)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額		
〈17〉ガラス工事費						小 計		
出 票 (コード番 品名)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額		
〈18〉塗装工事費						小 計		
出 票 (コード番 品名)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額		
〈19〉内外装工事費						小 計		
出 票 (コード番 品名)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額		
〈20〉設備工事費						小 計		
出 票 (コード番 品名)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額		
〈21〉その他工事費（工作物等）						小 計		
出 票 (コード番 品名)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額		
			2-11-119					
〈22〉解体工事費（上記補修工事費に必要となる解体）						小 計		
出 票 (コード番 品名)	単価名称	形状寸法	単 位	単 価	施工数量	金 額		

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新						旧									
3. 矯正工事費						計									
(1) 沈下矯正工事費						小計									
出典 (コード番)	単価名称	形状寸法				金額									
計算式	$P \times (A \times \alpha \times \beta) \times (B \times \gamma) \times C + D$ <small>〔沈下修正工事単価〕 〔巻掛面積〕〔巻掛修正率〕〔2階巻掛修正率〕 〔工務費率〕〔作現機架修正率〕 〔掘工面積修正率〕〔基礎費〕</small>														
		×		×		×		×		+					
(2) 柱の傾斜矯正工事費						小計									
出典 (コード番)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額									
(3) 敷居の隙間矯正工事費						小計									
出典 (コード番)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額									
(4) 土台の取替え工事費						小計									
出典 (コード番)	単価名称	形状寸法				金額									
計算式	$U \times m + V$ <small>〔根がらみ1㎡当たりの土台補強工事単価〕 〔根がらみ施工面積〕 〔土台の取替え工事費〕</small>														
		×		+											
(5) 柱の根継ぎ補強工事費						小計									
出典 (コード番)	単価名称	形状寸法				金額									
計算式	$U \times m + V$ <small>〔根がらみ1㎡当たりの土台補強工事単価〕 〔根がらみ施工面積〕 〔柱の根継ぎ補強工事費〕</small>														
		×		+											
(6) 矯正工事に伴い必要となる土間コンクリート又は木造ころぼし床組等の解体・新設等の補修工事費						小計									
出典 (コード番)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額									
						2-11-120									

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新							旧							
別添1. <b>提出書類一覧表</b>							別添1. <b>提出書類一覧表</b>							
用地調査等 <b>新</b> 共通仕様書に基づいて提出する書類。							用地調査等共通仕様書に基づいて提出する書類。							
条 項	名 称	様 式	宛 先	提出先	提出期限	提出部数	条 項	名 称	様 式	宛 先	提出先	提出期限	提出部数	
第8条	作業計画書	第1号様式	発注者	発注者	契約締結後、 14日以内		第8条	作業計画書	第1号様式	発注者	発注者	契約締結後、 14日以内		
第10条	支給品受領書	第4号様式	支給材料引渡通知書の差出人	監督職員	支給品を受領したとき		第10条	支給品受領書	第4号様式	支給材料引渡通知書の差出人	監督職員	支給品を受領したとき		
	貸与品借用書	第5号様式	貸与品引渡通知書の差出人		貸与品を借用したとき			貸与品借用書	第5号様式	貸与品引渡通知書の差出人		貸与品を借用したとき		
	支給品返還通知書	第6号様式	支給材料引渡通知書の差出人		支給品を返還するとき			支給品返還通知書	第6号様式	支給材料引渡通知書の差出人		支給品を返還するとき		
	貸与品返還通知書	第7号様式	貸与品引渡通知書の差出人		貸与品を返還するとき			貸与品返還通知書	第7号様式	貸与品引渡通知書の差出人		貸与品を返還するとき		
第12条	障害物伐除報告書	第8号様式	発注者	発注者	障害物を伐除した場合		第12条	障害物伐除報告書	第8号様式	発注者	発注者	障害物を伐除した場合		
第13条	身分証明書交付申請書	第9号様式					第13条	身分証明書交付申請書	第9号様式					
第20条	透内敷通知書	第11号様式				指定期日まで		その他	監督員が必要と認めたもの			適宜定める		
その他	監督員が必要と認めたもの	適宜定める												
用地調査等 <b>新</b> 共通仕様書に基づいて通知する書類。							用地調査等共通仕様書に基づいて通知する書類。							
条 項	名 称	様 式	宛 先				条 項	名 称	様 式	宛 先				
第10条	支給品引渡通知書	第2号様式	受注者				第10条	支給品引渡通知書	第2号様式	受注者				
	貸与品引渡通知書	第3号様式						貸与品引渡通知書	第3号様式					
第13条	身分証明書	第10号様式					第13条	身分証明書	第10号様式					

# 業務委託共通仕様書新旧対照表

新				旧			
不動産に関する調査・算定。	第 26 号様式。	不動産調査表。	・	・	・	・	
	・	不動産移転料算定内訳書。	A 4。	・	・	必要が生じたとき。	
仮住居費等の調査・算定。	第 27 号様式の 1-1、1-2。	仮住居費算定内訳書。	・	・	・	・	
	第 27 号様式の 2。	借家人補償算定内訳書。	・	・	・	・	
	・	家賃減収補償内訳書。	A 4。	・	・	・	
	第 27 号様式の 3。	標準家賃単価算出表。	・	・	・	・	
	第 28 号様式の 1-1、1-2。	移転雑費算定内訳書。	・	・	・	・	
第 8 章の調査・算定。 消費税等。	第 29 号様式。	消費税等調査表。	・	・	・	・	
	別表-1。	消費税補償要否判定フロー。	・	・	・	・	
	別表-2。	課税売上割合等算出表。	・	・	・	・	
第 9 章の調査・算定。 予備調査。	第 21 号様式の 1、2-1、2-2。	計画概要表。	・	・	・	・	
	第 21 号様式の 3。	面積比較表。	・	・	・	・	
	・	企業の内容等補償概算額算定のために必要な調査等。	・	・	・	・	
	第 30 号様式。	企業概要書。	・	・	・	・	
	第 31 号様式の 1。	移転計画案検討概要書。	・	・	・	・	
	第 31 号様式の 2。	計画概要比較表。	・	・	・	・	
	第 32 号様式。	移転工法案の比較表。	・	・	・	・	
	・	建物、工作物配置図。	A 版。	・	・	・	
	・	製品等の工程表。	A 4。	・	・	・	
	・	補償概算額設計書。	・	・	・	・	
第 10 章の調査・算定 移転工法案	第 21 号様式の 1、2。	計画概要表。	・	・	・	・	
	第 21 号様式の 3。	面積比較表。	・	・	・	・	
	第 30 号様式。	企業概要書。	・	・	・	・	
	第 31 号様式の 1。	移転計画案検討概要書。	・	・	・	・	
	第 31 号様式の 2。	計画概要比較表。	・	・	・	・	
	第 32 号様式。	移転工法案の比較表。	・	・	・	・	
第 11 章調査・算定 再算定業務。	・	補償額精算書等。	A 4。	・	・	・	
	・	再調査における各種収集資料。	・	・	・	・	
第 12 章 補償説明。	第 33 号様式。	補償説明記録簿。	・	・	・	・	
第 13 章の調査・算定。 事業認定申請。	・	事業認定申請図書及び添付書類(案)。	A 4。	・	・	・	
第 14 章。 写真台帳。	・	写真台帳。	市販 <u>カセット</u> 。 A 4。	・	・	・	
第 15 章。 土地・物件調査。	第 34 号様式。	土地調査。	・	・	・	・	
	第 35 号様式。	物件調査。	・	・	・	・	
その他、調査及び補償金算定。	・	・	・	・	・	各種調査表及び補償金算定表を使用する。	
不動産に関する調査・算定。	第 26 号様式。	不動産調査表。	・	・	・	・	
	・	不動産移転料算定内訳書。	A 4。	・	・	必要が生じたとき。	
	仮住居費等の調査・算定。	第 27 号様式の 1-1、1-2。	仮住居費算定内訳書。	・	・	・	・
		第 27 号様式の 2。	借家人補償算定内訳書。	・	・	・	・
		・	家賃減収補償内訳書。	A 4。	・	・	・
		第 27 号様式の 3。	標準家賃単価算出表。	・	・	・	・
		第 28 号様式の 1-1、1-2。	移転雑費算定内訳書。	・	・	・	・
	第 8 章の調査・算定。 消費税等。	第 29 号様式。	消費税等調査表。	・	・	・	・
		別表-1。	消費税補償要否判定フロー。	・	・	・	・
		別表-2。	課税売上割合等算出表。	・	・	・	・
第 9 章の調査・算定。 予備調査。	第 21 号様式の 1、2-1、2-2。	計画概要表。	・	・	・	・	
	第 21 号様式の 3。	面積比較表。	・	・	・	・	
	・	企業の内容等補償概算額算定のために必要な調査等。	・	・	・	・	
	第 30 号様式。	企業概要書。	・	・	・	・	
	第 31 号様式の 1。	移転計画案検討概要書。	・	・	・	・	
	第 31 号様式の 2。	計画概要比較表。	・	・	・	・	
	第 32 号様式。	移転工法案の比較表。	・	・	・	・	
	・	建物、工作物配置図。	A 版。	・	・	・	
	・	製品等の工程表。	A 4。	・	・	・	
	・	補償概算額設計書。	・	・	・	・	
第 10 章の調査・算定 移転工法案	第 21 号様式の 1、2。	計画概要表。	・	・	・	・	
	第 21 号様式の 3。	面積比較表。	・	・	・	・	
	第 30 号様式。	企業概要書。	・	・	・	・	
	第 31 号様式の 1。	移転計画案検討概要書。	・	・	・	・	
	第 31 号様式の 2。	計画概要比較表。	・	・	・	・	
	第 32 号様式。	移転工法案の比較表。	・	・	・	・	
第 11 章調査・算定 再算定業務。	・	補償額精算書等。	A 4。	・	・	・	
	・	再調査における各種収集資料。	・	・	・	・	
第 12 章。 補償説明。	第 33 号様式。	補償説明記録簿。	・	・	・	・	
第 13 章の調査・算定。 事業認定申請。	・	事業認定申請図書及び添付書類(案)。	A 4。	・	・	・	
第 14 章。 写真台帳。	・	写真台帳。	市販 <u>カセット</u> 。 A 4。	・	・	・	
第 15 章。 土地・物件調査。	第 34 号様式。	土地調査。	・	・	・	・	
	第 35 号様式。	物件調査。	・	・	・	・	
その他、調査及び補償金算定。	・	・	・	・	・	各種調査表及び補償金算定表を使用する。	

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧
<p>第9条 第4条第二号に掲げる業務は、補償金算定調査の作成業務とする。</p> <p>（損失補償台帳等作成業務）</p> <p>第10条 第4条第三号に掲げる業務は、補償金総括表、同内訳表、契約書、請求書及び登記嘱託承諾書（並びに土地調査、物件調査）の作成業務とする。</p> <p>2 前項の業務の施行は、監督職員の指示する事項に基づき実施するものとする。</p> <p>（補償説明等業務）</p> <p>第11条 第4条第四号に掲げる業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 土地調査、物件調査及び権利割合等の確認業務</li> <li>二 土地等の権利者に対する補償金算定内容及びこれに付随する事務手続き等の説明業務</li> <li>三 その他、これらに関連する業務の連絡、<u>接渉業務</u></li> </ul> <p>（成果品）</p> <p>第12条 本業務の成果品は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第8条、第9条及び10条に定めるところにより作成した図書及びこれに附随する資料</li> <li>二 補償説明等業務処理結果報告書</li> </ul> <p>（協力義務等）</p> <p>第13条 受託者は本業務完了後であっても、委託者から業務内容について質問等を受けたときは、これに応ずるものとする。</p> <p>2 受託者は、本業務の完了した日から1年間委託者から成果品の契約不適合の補修の請求があった場合は、これに応じなければならない。</p> <p>3 受託者は本業務の完了した日から3年間、本業務に関連した書類を整理、保存しておくものとする。 <u>ただし、監督員の別記指示がある場合についてはこの限りではない。</u></p>	<p>第8条 第4条第一号に掲げる業務の遂行は、山口県の施行する公共事業に伴う損失補償基準、同運用方針、土地評価事務処理要領及び補償金算定標準書その他監督職員が指示する事項に基づき実施するものとする。</p> <p>（補償金算定調査等作成業務）</p> <p>第9条 第4条第二号に掲げる業務は、補償金算定調査の作成業務とする。</p> <p>（損失補償台帳等作成業務）</p> <p>第10条 第4条第三号に掲げる業務は、補償金総括表、同内訳表、契約書、請求書及び登記嘱託承諾書（並びに土地調査、物件調査）の作成業務とする。</p> <p>2 前項の業務の施行は、監督職員の指示する事項に基づき実施するものとする。</p> <p>（補償説明等業務）</p> <p>第11条 第4条第四号に掲げる業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 土地調査、物件調査及び権利割合等の確認業務</li> <li>二 土地等の権利者に対する補償金算定内容及びこれに付随する事務手続き等の説明業務</li> <li>三 その他、これらに関連する業務の連絡、<u>接渉業務</u></li> </ul> <p>（成果品）</p> <p>第12条 本業務の成果品は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第8条、第9条及び10条に定めるところにより作成した図書及びこれに附随する資料</li> <li>二 補償説明等業務処理結果報告書</li> </ul> <p>（協力義務等）</p> <p>第13条 受託者は本業務完了後であっても、委託者から業務内容について質問等を受けたときは、これに応ずるものとする。</p> <p>2 受託者は、本業務の完了した日から1年間委託者から成果品の契約不適合の補修の請求があった場合は、これに応じなければならない。</p> <p>3 受託者は本業務の完了した日から3年間、本業務に関連した書類を整理、保存しておくものとする。</p>

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧																																																																																																						
<p><b>成果品一覧表</b></p> <p>1 第14章の実施にあたり使用する様式については、本表の定めによるものとする。</p> <p>2 各成果品の提出部数は、2部とする。</p> <p>3 本表に定めのない様式等については、特記仕様書又は監督員の指示による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">業務区分</th> <th style="width: 15%;">様式番号</th> <th style="width: 20%;">成果品の名称</th> <th style="width: 15%;">規格等</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第3章 第32条 (調査及び費用負担額の算定)</td> <td></td> <td>調査区域位置図</td> <td>A4</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>調査区域平面図</td> <td>A3はA4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>様式第1</td> <td>建物等調査一覧表</td> <td>A4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>様式第3</td> <td>損傷調査書</td> <td>A4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>様式第2</td> <td>建物等調査書</td> <td>A3はA4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工損第13号様式</td> <td>費用負担調査書</td> <td>A4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工損第14号様式</td> <td>費用負担設計書</td> <td>#</td> <td></td> </tr> <tr> <td>様式第5又は工損第18号様式</td> <td>建物等の費用負担額算定書</td> <td>#</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>費用負担額算定に必要な様式</td> <td>#</td> <td>用地調査等共通仕様書に規定の様式を準用</td> </tr> <tr> <td>様式第4</td> <td>写真台帳</td> <td># (市販ファイル使用可)</td> <td>・劣化状況がわかる写真 ・室内の状況がわかる方面の写真</td> </tr> <tr> <td>第4章 費用負担の説明 第33条 (記録簿の作成)</td> <td>工損第17号様式</td> <td>説明記録簿</td> <td>#</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備 考	第3章 第32条 (調査及び費用負担額の算定)		調査区域位置図	A4			調査区域平面図	A3はA4		様式第1	建物等調査一覧表	A4		様式第3	損傷調査書	A4		様式第2	建物等調査書	A3はA4		工損第13号様式	費用負担調査書	A4		工損第14号様式	費用負担設計書	#		様式第5又は工損第18号様式	建物等の費用負担額算定書	#		その他	費用負担額算定に必要な様式	#	用地調査等共通仕様書に規定の様式を準用	様式第4	写真台帳	# (市販ファイル使用可)	・劣化状況がわかる写真 ・室内の状況がわかる方面の写真	第4章 費用負担の説明 第33条 (記録簿の作成)	工損第17号様式	説明記録簿	#		<p>別添2</p> <p><b>成果品一覧表</b></p> <p>1 工損調査業務の実施にあたり使用する様式については、本表の定めによるものとする。</p> <p>2 各成果品の提出部数は、2部とする。</p> <p>3 本表に定めのない様式等については、特記仕様書又は監督員の指示による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">業務区分</th> <th style="width: 15%;">様式番号</th> <th style="width: 20%;">成果品の名称</th> <th style="width: 15%;">規格等</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第3章 第32条 (調査及び費用負担額の算定)</td> <td></td> <td>調査区域位置図</td> <td>A4</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>調査区域平面図</td> <td>A3はA4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>様式第1</td> <td>建物等調査一覧表</td> <td>A4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>様式第3</td> <td>損傷調査書</td> <td>A4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>様式第2</td> <td>建物等調査書</td> <td>A3はA4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工損第13号様式</td> <td>費用負担調査書</td> <td>A4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工損第14号様式</td> <td>費用負担設計書</td> <td>#</td> <td></td> </tr> <tr> <td>様式第5又は工損第18号様式</td> <td>建物等の費用負担額算定書</td> <td>#</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>費用負担額算定に必要な様式</td> <td>#</td> <td>用地調査等共通仕様書に規定の様式を準用</td> </tr> <tr> <td>様式第4</td> <td>写真台帳</td> <td># (市販ファイル使用可)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4章 費用負担の説明 第33条 (記録簿の作成)</td> <td>工損第17号様式</td> <td>説明記録簿</td> <td>#</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備 考	第3章 第32条 (調査及び費用負担額の算定)		調査区域位置図	A4			調査区域平面図	A3はA4		様式第1	建物等調査一覧表	A4		様式第3	損傷調査書	A4		様式第2	建物等調査書	A3はA4		工損第13号様式	費用負担調査書	A4		工損第14号様式	費用負担設計書	#		様式第5又は工損第18号様式	建物等の費用負担額算定書	#		その他	費用負担額算定に必要な様式	#	用地調査等共通仕様書に規定の様式を準用	様式第4	写真台帳	# (市販ファイル使用可)		第4章 費用負担の説明 第33条 (記録簿の作成)	工損第17号様式	説明記録簿	#	
業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備 考																																																																																																			
第3章 第32条 (調査及び費用負担額の算定)		調査区域位置図	A4																																																																																																				
		調査区域平面図	A3はA4																																																																																																				
	様式第1	建物等調査一覧表	A4																																																																																																				
	様式第3	損傷調査書	A4																																																																																																				
	様式第2	建物等調査書	A3はA4																																																																																																				
	工損第13号様式	費用負担調査書	A4																																																																																																				
	工損第14号様式	費用負担設計書	#																																																																																																				
	様式第5又は工損第18号様式	建物等の費用負担額算定書	#																																																																																																				
	その他	費用負担額算定に必要な様式	#	用地調査等共通仕様書に規定の様式を準用																																																																																																			
	様式第4	写真台帳	# (市販ファイル使用可)	・劣化状況がわかる写真 ・室内の状況がわかる方面の写真																																																																																																			
第4章 費用負担の説明 第33条 (記録簿の作成)	工損第17号様式	説明記録簿	#																																																																																																				
業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備 考																																																																																																			
第3章 第32条 (調査及び費用負担額の算定)		調査区域位置図	A4																																																																																																				
		調査区域平面図	A3はA4																																																																																																				
	様式第1	建物等調査一覧表	A4																																																																																																				
	様式第3	損傷調査書	A4																																																																																																				
	様式第2	建物等調査書	A3はA4																																																																																																				
	工損第13号様式	費用負担調査書	A4																																																																																																				
	工損第14号様式	費用負担設計書	#																																																																																																				
	様式第5又は工損第18号様式	建物等の費用負担額算定書	#																																																																																																				
	その他	費用負担額算定に必要な様式	#	用地調査等共通仕様書に規定の様式を準用																																																																																																			
	様式第4	写真台帳	# (市販ファイル使用可)																																																																																																				
第4章 費用負担の説明 第33条 (記録簿の作成)	工損第17号様式	説明記録簿	#																																																																																																				

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧												
<p><b>建物等事前調査業務特記仕様書</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">業務名称</td> <td>工事に伴う建物等事前調査業務</td> </tr> <tr> <td>業務場所</td> <td>地内</td> </tr> <tr> <td>業務期間</td> <td>令和 年 月 日、～、令和 年 月 日、( 日間)</td> </tr> </table> <p>(適用)                      第1条 本建物等事前調査業務特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)は、上記業務に適用する。                      (履行場所等)                      第2条 本業務の履行場所及び範囲は別添図面に示すとおりとする。                      (履行の原則)                      第3条 本業務の実施に当たっては、山口県土木建築部制定の「<b>用地調査等業務共通仕様書</b>」、「特記仕様書」、「地盤変動影響調査算定要領」、「委託契約書」、現場説明事項及び業務打合せ等に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項あるいは疑義が生じたときは、監督職員と協議しなければならない。                      (委託業務の内容等)                      第4条 委託業務の内容は、次の各号に掲げるものの原状調査及び測定とする。                      一 基礎                      二 軸部                      三 開口部                      四 床                      五 天井                      六 内壁                      七 外壁                      八 屋根(小屋組を含む。)                      九 水回り                      十 外構                      十一 その他契約不適合発生のおそれのある箇所                      2 物件調査書は、契約不適合部分等を明示した図面等添付のうえ、監督職員の承認を受けた後、立会人(所有者等)の署名したものとす。                      (業務施行上の留意事項)                      第5条 受注者は、前条第1項及び第2項に掲げる業務の着手は、監督職員と協議を行い、その指示のもとで実施するものとする。                      (図書の貸与等)                      第6条 支給品、貸与品は、調査のとおりとする。                      (成果品)                      第7条 成果品は、一覧表のとおりとする。                      (協力義務等)                      第8条 受注者は、本業務完了後にあっても、発注者から業務内容について質問等を受けたときは、これに応ずるものとする。                      2 受注者は、本業務の完了した日から1年間、発注者から成果品の契約不適合の補修の請求があった場合は、これに応じなければならない。                      3 受注者は、本業務の完了した日から3年間かつ工事完了後1年経過までの間、本業務に関連した書類を整理、保存しておくものとする。<b>ただし、監督員の指示がある場合はこの限りではない。</b></p>	業務名称	工事に伴う建物等事前調査業務	業務場所	地内	業務期間	令和 年 月 日、～、令和 年 月 日、( 日間)	<p><b>建物等事前調査業務特記仕様書</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">業務名称</td> <td>工事に伴う建物等事前調査業務</td> </tr> <tr> <td>業務場所</td> <td>地内</td> </tr> <tr> <td>業務期間</td> <td>令和 年 月 日、～、令和 年 月 日、( 日間)</td> </tr> </table> <p>(適用)                      第1条 本建物等事前調査業務特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)は、上記業務に適用する。                      (履行場所等)                      第2条 本業務の履行場所及び範囲は別添図面に示すとおりとする。                      (履行の原則)                      第3条 本業務の実施に当たっては、山口県土木建築部制定の「工損調査共通仕様書」、「特記仕様書」、「地盤変動影響調査算定要領」、「委託契約書」、現場説明事項及び業務打合せ等に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項あるいは疑義が生じたときは、監督職員と協議しなければならない。                      (委託業務の内容等)                      第4条 委託業務の内容は、次の各号に掲げるものの原状調査及び測定とする。                      一 基礎                      二 軸部                      三 開口部                      四 床                      五 天井                      六 内壁                      七 外壁                      八 屋根(小屋組を含む。)                      九 水回り                      十 外構                      十一 その他契約不適合発生のおそれのある箇所                      2 物件調査書は、契約不適合部分等を明示した図面等添付のうえ、監督職員の承認を受けた後、立会人(所有者等)の署名したものとす。                      (業務施行上の留意事項)                      第5条 受注者は、前条第1項及び第2項に掲げる業務の着手は、監督職員と協議を行い、その指示のもとで実施するものとする。                      (図書の貸与等)                      第6条 支給品、貸与品は、調査のとおりとする。                      (成果品)                      第7条 成果品は、一覧表のとおりとする。                      (協力義務等)                      第8条 受注者は、本業務完了後にあっても、発注者から業務内容について質問等を受けたときは、これに応ずるものとする。                      2 受注者は、本業務の完了した日から1年間、発注者から成果品の契約不適合の補修の請求があった場合は、これに応じなければならない。                      3 受注者は、本業務の完了した日から3年間かつ工事完了後1年経過までの間、本業務に関連した書類を整理、保存しておくものとする。</p>	業務名称	工事に伴う建物等事前調査業務	業務場所	地内	業務期間	令和 年 月 日、～、令和 年 月 日、( 日間)
業務名称	工事に伴う建物等事前調査業務												
業務場所	地内												
業務期間	令和 年 月 日、～、令和 年 月 日、( 日間)												
業務名称	工事に伴う建物等事前調査業務												
業務場所	地内												
業務期間	令和 年 月 日、～、令和 年 月 日、( 日間)												

# 業務委託共通仕様書新旧対照表

新	旧												
<p><b>建物等事後調査業務特記仕様書</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">業務名称</td> <td>工事に伴う建物等事後調査業務</td> </tr> <tr> <td>業務場所</td> <td>地内</td> </tr> <tr> <td>業務期間</td> <td>令和 年 月 日、～、令和 年 月 日、( 日 日間)</td> </tr> </table> <p>(適用)</p> <p>第1条 本建物等事後調査業務特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)は、上記業務に適用する。</p> <p>(履行場所等)</p> <p>第2条 本業務の履行場所及び範囲は別添図面に示すとおりとする。</p> <p>(履行の原則)</p> <p>第3条 本業務の実施に当たっては、山口県土木建築部制定の「工損調査共通仕様書」、「特記仕様書」、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動等により生じた建物等の損傷等に係る事務処理要領」、「同事務処理要領の運用について」、「地盤変動影響調査算定要領」、「委託契約書」現場説明事項及び業務打合せ等に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項あるいは疑義が生じたときは、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(委託業務の内容等)</p> <p>第4条 委託業務の内容は、次の各号に掲げるものの原状調査測定(事前調査測定値との比較)及び費用負担額の算定とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 基礎</li> <li>二 軸部</li> <li>三 開口部</li> <li>四 床</li> <li>五 天井</li> <li>六 内壁</li> <li>七 外壁</li> <li>八 屋根(小屋組を含む。)</li> <li>九 水回り</li> <li>十 外構</li> <li>十一 その他契約不適合発生の恐れのある箇所</li> </ol> <p>2 建物調査一覧表は、契約不適合部分等を明示した図面等添付のうえ、監督職員の承認を受けた後、立会人(所有者等)の署名したものとす。</p> <p>(業務施行上の留意事項)</p> <p>第5条 受注者は、前条第1項及び第2項に掲げる業務の着手は、監督職員と協議を行い、その指示のもとで実施するものとする。</p> <p>(図書の貸与等)</p> <p>第6条 支給品、貸与品は、調書のとおりとする。</p> <p>(成果品)</p> <p>第7条 成果品は、一覧表のとおりとする。</p> <p>(協力義務等)</p> <p>第8条 受注者は、本業務完了後であっても、発注者から業務内容について質問等を受けたときは、これに応ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 受注者は、本業務の完了した日から1年間、発注者から成果品の契約不適合の補修の請求があった場合は、これに応じなければならない。</li> <li>3 受注者は、本業務の完了した日から3年間かつ工事完了後1年経過までの間、本業務に関連した書類を整理、保存しておくものとする。<b>ただし、監督員の指示がある場合はこの限りではない。</b></li> </ol>	業務名称	工事に伴う建物等事後調査業務	業務場所	地内	業務期間	令和 年 月 日、～、令和 年 月 日、( 日 日間)	<p><b>建物等事後調査業務特記仕様書</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">業務名称</td> <td>工事に伴う建物等事後調査業務</td> </tr> <tr> <td>業務場所</td> <td>地内</td> </tr> <tr> <td>業務期間</td> <td>令和 年 月 日、～、令和 年 月 日、( 日 日間)</td> </tr> </table> <p>(適用)</p> <p>第1条 本建物等事後調査業務特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)は、上記業務に適用する。</p> <p>(履行場所等)</p> <p>第2条 本業務の履行場所及び範囲は別添図面に示すとおりとする。</p> <p>(履行の原則)</p> <p>第3条 本業務の実施に当たっては、山口県土木建築部制定の「工損調査共通仕様書」、「特記仕様書」、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動等により生じた建物等の損傷等に係る事務処理要領」、「同事務処理要領の運用について」、「地盤変動影響調査算定要領」、「委託契約書」現場説明事項及び業務打合せ等に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項あるいは疑義が生じたときは、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(委託業務の内容等)</p> <p>第4条 委託業務の内容は、次の各号に掲げるものの原状調査測定(事前調査測定値との比較)及び費用負担額の算定とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 基礎</li> <li>二 軸部</li> <li>三 開口部</li> <li>四 床</li> <li>五 天井</li> <li>六 内壁</li> <li>七 外壁</li> <li>八 屋根(小屋組を含む。)</li> <li>九 水回り</li> <li>十 外構</li> <li>十一 その他契約不適合発生の恐れのある箇所</li> </ol> <p>2 建物調査一覧表は、契約不適合部分等を明示した図面等添付のうえ、監督職員の承認を受けた後、立会人(所有者等)の署名したものとす。</p> <p>(業務施行上の留意事項)</p> <p>第5条 受注者は、前条第1項及び第2項に掲げる業務の着手は、監督職員と協議を行い、その指示のもとで実施するものとする。</p> <p>(図書の貸与等)</p> <p>第6条 支給品、貸与品は、調書のとおりとする。</p> <p>(成果品)</p> <p>第7条 成果品は、一覧表のとおりとする。</p> <p>(協力義務等)</p> <p>第8条 受注者は、本業務完了後であっても、発注者から業務内容について質問等を受けたときは、これに応ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 受注者は、本業務の完了した日から1年間、発注者から成果品の契約不適合の補修の請求があった場合は、これに応じなければならない。</li> <li>3 受注者は、本業務の完了した日から3年間かつ工事完了後1年経過までの間、本業務に関連した書類を整理、保存しておくものとする。</li> </ol>	業務名称	工事に伴う建物等事後調査業務	業務場所	地内	業務期間	令和 年 月 日、～、令和 年 月 日、( 日 日間)
業務名称	工事に伴う建物等事後調査業務												
業務場所	地内												
業務期間	令和 年 月 日、～、令和 年 月 日、( 日 日間)												
業務名称	工事に伴う建物等事後調査業務												
業務場所	地内												
業務期間	令和 年 月 日、～、令和 年 月 日、( 日 日間)												

## 業務委託共通仕様書新旧対照表

新				旧			
<b>支給品・貸与品調書</b>				<b>支給品・貸与品調書</b>			
支給品	建物等調査一覧表、 費用負担調査等	指定する様式のもの、 費用負担調査、費用負担設計書等で指定する様式、 その他用地調査等共通仕様書に規定する様式を準用。	1式	支給品	建物等調査一覧表、 費用負担調査等	指定する様式のもの、 費用負担調査、費用負担設計書等で指定する様式、 その他用地調査等共通仕様書に規定する様式を準用。	1式
貸与品	工事計画平面図等、 <b>用地調査等業務</b> 共通仕様書、 特記仕様書、 事前調査成果品、 公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動等により生じた建物等の 損傷等に係る事務処理要領、 公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動等により生じた建物等の 損傷等に係る事務処理要領の運用について、 地盤変動影響調査算定要領。	調査範囲を明示したもの、	1部	貸与品	工事計画平面図等、 工損調査共通仕様書、 特記仕様書、 事前調査成果品、 公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動等により生じた建物等の損 傷等に係る事務処理要領、 公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動等により生じた建物等の損 傷等に係る事務処理要領の運用について、 地盤変動影響調査算定要領。	調査範囲を明示したもの、	1部
<b>成果品一覧表</b>				<b>成果品一覧表</b>			
建物等調査一覧表	支給品の様式による。			建物等調査一覧表	支給品の様式による。		
費用負担調査等	費用負担調査、 費用負担設計書、 建物等の費用負担額算定書、 見積書、 その他費用負担額算定に必要な 様式。	支給品の様式による、 支給品の様式による、 支給品の様式による、 専門業者の見積を要する場合（2社以 上）、 用地調査等共通仕様書に規定する様式 を準用。		費用負担調査等	費用負担調査、 費用負担設計書、 建物等の費用負担額算定書、 見積書、 その他費用負担額算定に必要な 様式。	支給品の様式による、 支給品の様式による、 支給品の様式による、 専門業者の見積を要する場合（2社以 上）、 用地調査等共通仕様書に規定する様式を 準用。	
図 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図、配置図、平面図、立面図、写真番号図</li> <li>・損傷等がある場合：各伏図、建具符号図、工作物及び設備図（配置図又は 平面図兼用可）</li> <li>・その他損傷等の状況を示すうえで必要な図面</li> </ul>			図 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図、配置図、平面図、立面図、写真番号図</li> <li>・損傷等がある場合：各伏図、建具符号図、工作物及び設備図（配置図又は 平面図兼用可）</li> <li>・その他損傷等の状況を示すうえで必要な図面</li> </ul>		
写 真	現況写真（写真番号は損傷調査書及び図面の番号と一致させること。） （撮影対象箇所は指示棒等で示し、調査番号を同時撮影すること。） 外観4方からの外部及び屋根、屋外工作物（塀等）、室内（各室1～2面 程度） 損傷等がある場合は、計測の状況を含めて撮影するものとする。 撮影方向は事前調査と一致させるものとする。 副本に添付する写真はカラーコピーでも可とする。			写 真	現況写真（写真番号は損傷調査書及び図面の番号と一致させること。） （撮影対象箇所は指示棒等で示し、調査番号を同時撮影すること。） 外観4方からの外部及び屋根、屋外工作物（塀等）、室内（各室1～2面程 度） 損傷等がある場合は、計測の状況を含めて撮影するものとする。 撮影方向は事前調査と一致させるものとする。 副本に添付する写真はカラーコピーでも可とする。		
成果品の内容	原本（図書の写し、物件調査書の所有者欄は署名）、写真		1部	成果品の内容	原本（図書の写し、物件調査書の所有者欄は署名）、写真		1部
	副本（図書の写し、物件調査書は写し）、写真		2部		副本（図書の写し、物件調査書は写し）、写真		2部
	作成図書の原稿（電子データ）		1式		作成図書の原稿（電子データ）		1式